

県こども家庭センターでは、「児童虐待」の防止に努めています。
虐待で悩んでいた、虐待されている子どもを発見したら

一人で悩まないで・・・
「児童虐待防止24時間ホットライン」

中央こども家庭センター
☎078(921)9119

西宮こども家庭センター
☎0798(74)9119

川西こども家庭センター
☎072(759)7799

加東こども家庭センター
☎0795(48)9300

姫路こども家庭センター
☎079(294)9119

豊岡こども家庭センター
☎0796(22)9119

児童相談所虐待対応ダイヤル

いち はや く
☎ 1 8 9 番

児童相談所相談専用ダイヤル

☎ 0120(189)783番

＼子どものための／ ＼親のための／
相談LINE 
～親子のための相談 LINE～

相談は無料

匿名で相談できます

秘密は厳守します

 兵庫県在住の子ども・保護者
 平日 10:00-20:00 (祝日、年末年始除く)

 LINE で友達登録すれば相談できます。
右の二次元コードで友達登録をしてください。(詳細は裏面へ)



08福©1-001 A 4

リサイクル適性

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

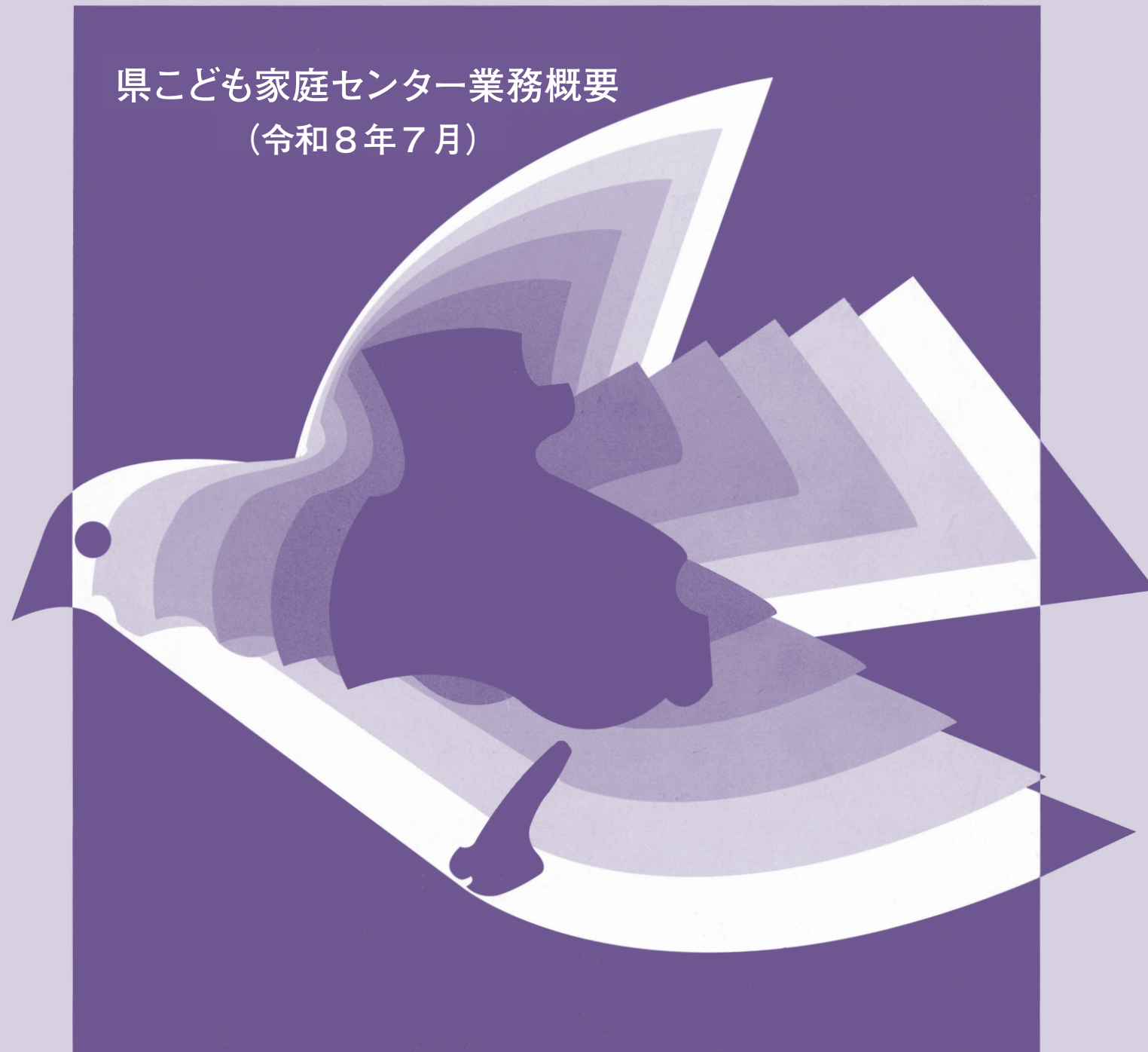
ひょうごの児童相談

県こども家庭センター業務概要(令和八年七月)

兵庫県こども家庭センター

ひょうごの児童相談

県こども家庭センター業務概要 (令和8年7月)



兵庫県こども家庭センター

は　じ　め　に

平成28年（2016年）の児童福祉法改正から、本年で10年を迎えました。この改正は、戦後長く続いてきた児童福祉の考え方を大きく転換し、今日の児童相談所の在り方を方向付ける重要な一歩となりました。

改正後の児童福祉法では、すべての子どもが「権利の主体」であり、適切な養育を受け、愛され、保護されるとともに、健やかに成長・発達し、自立することを保障される権利を有することが明確に示されました。また、子どもの意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮することが基本理念として位置付けられています。さらに、「家庭養育優先の原則」が明確化され、保護者への支援を充実させるとともに、家庭での養育が困難な場合には、里親やファミリーホームなど家庭に近い環境での養育を優先することが求められています。

こうした法改正を受け、児童相談所には、子どもの権利擁護を活動の基本に据え、子どもの声に耳を傾けながら、その最善の利益の実現を目指した支援が求められるようになりました。また、子どもと家族を切り離して支援するのではなく、地域の関係機関と連携しながら家庭養育を支え、家庭での生活が難しい子どもに対しては、里親委託の推進など家庭的な養育環境の充実に取り組んでいます。

児童虐待の相談件数は高止まり傾向から上昇の兆しを示していますが、私たちは今後も児童福祉法の理念のもと、一人ひとりの子どもの権利と尊厳を守り、その最善の利益の実現に向けて取り組んでまいります。

本書は、こども家庭センター（児童相談所）への理解を深め、連携を一層強化していくことを目的に、令和7年度に行った相談援助活動をまとめたものです。ひょうごの児童福祉の向上の一助になれば幸いです。

令和8年7月

兵庫県中央こども家庭センター所長	安　井　洋　一
西宮こども家庭センター所長	安　井　千　里
川西こども家庭センター所長	石　井　輝　昌
加東こども家庭センター所長	浅　田　英　亮
姫路こども家庭センター所長	渡　邊　優　子
豊岡こども家庭センター所長	友　田　誠　一

目 次

県こども家庭センターの概要

1 業 務

(1) 内 容	1
(2) 相談の種類	2
(3) 援助の内容	3
(4) 相談援助の流れ	4

2 概 況

(1) 名称及び所在地	5
(2) 所管区域図	6
(3) 組織及び管内状況	7
(4) 沿 革	9

令和7年度児童相談の概要

1 相談受付の状況

(1) 相談受付件数の推移	11
(2) 経路別の相談受付状況	17
(3) 相談種別の相談受付状況	19
(4) 年齢別・相談種別の受付状況	22

2 対応の状況

(1) 対応件数の推移	23
(2) 県こども家庭センター別の対応状況	24
(3) 調査・診断・指導の実施状況	25
(4) 継続指導の実施状況	25
(5) 療育手帳の判定及び交付の状況	26
(6) 児童福祉施設等への措置及び契約の状況	27
(7) 里親・里子の状況	30

3 虐待相談の状況

(1) 相談対応件数の推移	32
(2) 受付・対応の状況	33
(3) 相談の経路	34
(4) 主な虐待者	35
(5) 被虐待者の年齢・相談種別の状況	35
(6) 親権・後見人等関係	37

4 一時保護の状況

(1) 一時保護施設の入所状況	38
(2) 保護目的別・種別の一時的保護の状況	40
(3) 一時保護児童の種別・年齢・保護日数・保護解除先の状況	41
(4) 一時保護委託の状況	43

5 児童虐待防止24時間ホットラインの受付・対応の状況

(1) 受付の内容	44
-----------------	----

(2) 通告内容別の受付・対応の状況	44
(3) 相談内容別の受付・対応の状況	45
(4) 関係機関等からの連絡等	46
(5) 内容別・県こども家庭センター等別の受付状況	46
(6) 内容別・年齢別の受付状況	47

令和8年度事業の概要

1 児童虐待防止対策推進事業

(1) 児童虐待防止24時間ホットライン設置事業	48
(2) 県こども家庭センター（児童相談所）による市町児童相談への技術的支援事業	48
(3) 児童虐待防止に向けた地域連携強化事業	48
(4) 児童虐待等対応専門アドバイザーによる支援	48
(5) 虐待をした親等への家族再統合支援事業	49
(6) 児童相談業務のICT化について	49

2 地域における子どもの健全育成推進事業

(1) 地域児童健全育成推進事業	49
(2) 県こども家庭センター（児童相談所）による啓発	50
(3) 精神科医師等の配置事業	50

3 職員研修等関連事業

(1) 県こども家庭センター（児童相談所）職員研修充実強化事業	50
(2) 主任児童委員等連携事業	50
(3) 市町の児童相談体制の強化に向けた支援	50

4 児童虐待防止に向けた児童相談体制強化事業

(1) 警察との連携強化事業	50
(2) 相談機能強化事業	51
(3) 被虐待児を支援する関係機関連携事業	51
(4) 児童虐待防止医療ネットワークの推進	51
(5) SNS相談事業	51
(6) 意見表明支援事業	51
(7) こどもの権利擁護環境整備事業	51

5 里親・ファミリーホーム制度普及啓発研修事業

(1) 広報啓発事業	52
(2) 里親との交流会事業	52
(3) 地区里親研修会事業	52
(4) 委託前養育等支援事業	52

6 その他

(1) 療育相談指導事業	52
(2) 児童相談部会設置運営事業	53
(3) 県こども家庭センター（児童相談所）、地区民生委員・児童委員協議会会長等連絡会	53
(4) 県こども家庭センター（児童相談所）と児童養護施設との緊密な協議と連携の強化	53

参考資料

児童福祉法に基づく施設一覧	54
---------------------	----

県こども家庭センターの概要

1 業 務

(1) 内 容

児童相談所は、児童福祉法第12条に基づいて設置されている児童福祉行政の専門機関で、兵庫県では、「こども家庭センター」という名称で6カ所（中央・西宮・川西・加東・姫路・豊岡）に設置し、主に次のような業務を行っています。

なお、神戸市（政令指定都市）・尼崎市（中核市）・明石市（中核市）は、独自に児童相談所（神戸市こども家庭センター・尼崎市児童相談所・明石こどもセンター）を設置しています。

- 子どもに関する、家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じる。
- 福祉事務所、家庭裁判所等の関係機関から、子どもの通告、送致を受け、援助活動を展開する。
- 子ども及びその家庭について、主に児童福祉司等による社会診断、児童心理司による心理診断、一時保護施設職員による行動診断、医師による医学診断、その他の診断をもとに、総合診断（判定）を行い、問題解決のために最も適切な援助指針を定め、必要な援助を行う。
- 必要に応じて、子どもの一時保護を行い、又は適当な者に一時保護を委託する。
- 必要に応じて、子どもを児童福祉施設に入所（指定発達支援医療機関への委託を含む。）させ、又は里親に委託する。
- 里親や養子縁組により養子となる子どもや養親、実親等の相談に応じ必要な援助を行う。
- 子どもの福祉に関し、市町に対する情報の提供、その他の必要な援助を行う。
- 児童虐待防止のための早期発見、通告についての普及啓発や関係機関ネットワークの形成、児童虐待についての研修の実施等を行う。
- 障害児及びその保護者等の福祉の向上を図ることを目的とする事業を行う。
- 家庭、地域に対する相談援助活動及び家庭養育支援の総合的な企画、実施を関係機関と連携して行う。
- その他子どもの健全な育成のために必要な援助、啓発活動等の事業を行う。

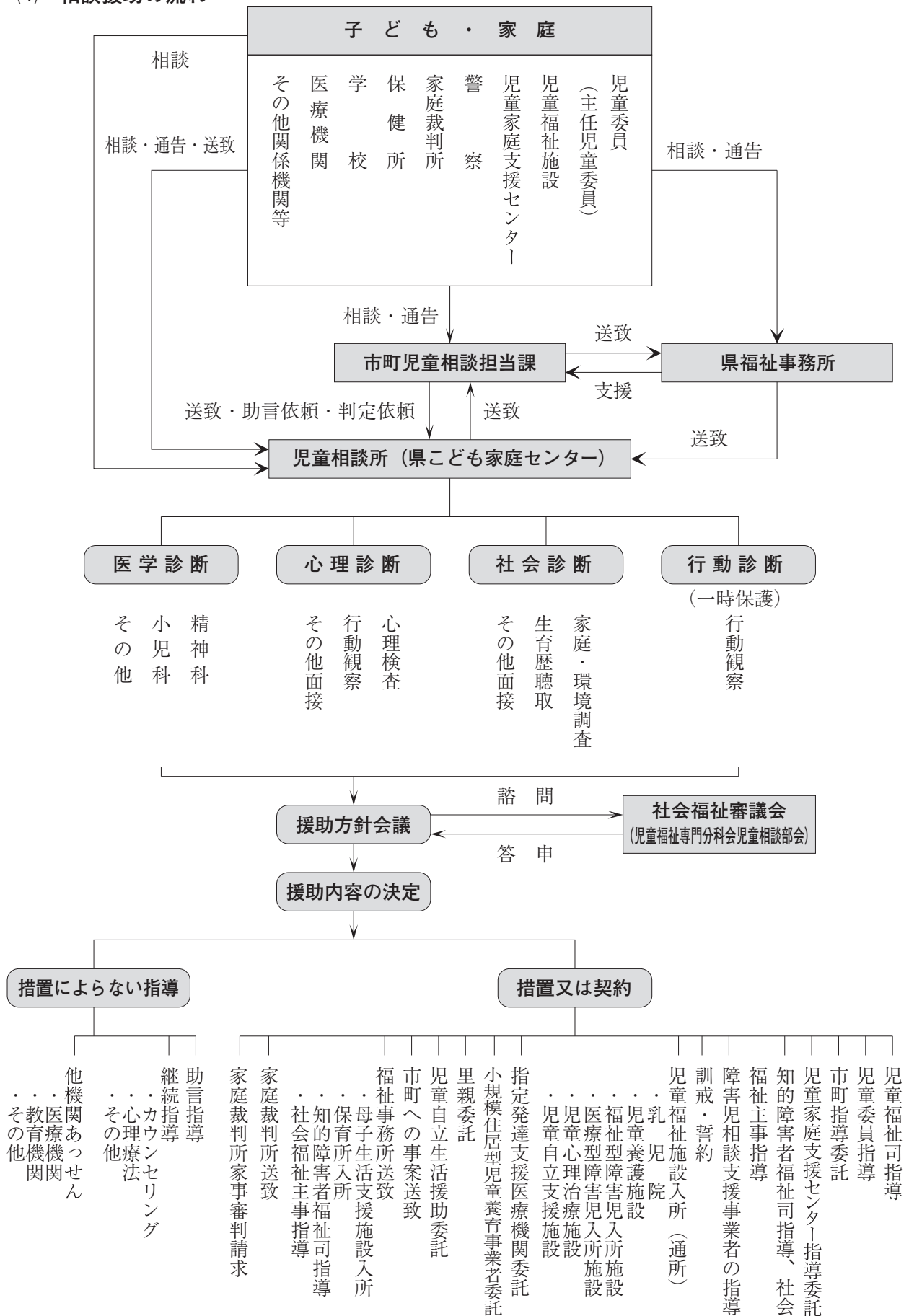
(2) 相談の種類

相 談 種 別		相 談 内 容
養 護 相 談	児 童 虐 待 相 談	児童虐待の防止等に関する法律第2条に規定する次の行為に関する相談 ア 身体的虐待…生命・健康に危険のある身体的な暴行 イ 性的虐待……性交、性的暴行、性的行為の強要 ウ 心理的虐待… 暴言や差別など心理的外傷を与える行為、子どもが同居する家庭における配偶者・家族に対する暴力 エ 保護の怠慢・拒否（ネグレクト）… 保護の怠慢や拒否により健康状態や安全を損なう行為及び棄児
	そ の 他 の 養 護 相 談	父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等により養育が困難な子ども、迷子、親権を喪失・停止した親の子ども、後見人を持たぬ子ども等児童虐待相談以外の環境的問題を有する子ども、養子縁組に関する相談
保 健 相 談	保 健 相 談	未熟児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む。）を有する子どもに関する相談
障 害 相 談	肢 体 不 自 由 相 談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談
	視 聴 覚 障 害 相 談	盲（弱視を含む。）、ろう（難聴を含む。）等視聴覚障害児に関する相談
	言 語 発 達 障 害 等 相 談	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害を持つ子ども、言語発達遅滞を有する子ども等に関する相談（ことばの遅れの原因が知的障害、自閉症、しつけ上の問題等他の相談種別に分類される場合を除く。）
	重 症 心 身 障 害 相 談	重症心身障害児に関する相談
	知 的 障 害 相 談	知的障害児に関する相談
	発 達 障 害 相 談	自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の子どもに関する相談
非 行 相 談	ぐ 犯 行 為 等 相 談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為、問題行動のある子ども、警察署からぐ犯少年として通告のあった子ども、又は触法行為があったと思料されても警察署から法第25条による通告のない子どもに関する相談
	触 法 行 為 等 相 談	触法行為があったとして警察署から法第25条による通告のあった子ども、又は通告が予定されている子どもに関する相談、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談
育 成 相 談	性 格 行 動 相 談	子どもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格もしくは行動上の問題を有する子どもに関する相談
	不 登 校 相 談	学校、幼稚園及び保育所に在籍中で、登校（園）していない状態にある子どもに関する相談（非行や精神疾患、養護問題が主である場合等にはそれぞれのところに分類する。）
	適 性 相 談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談
	育 児 ・ し つ け 相 談	家庭内における幼児の育児・しつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談
そ 他	そ の 他 の 相 談	上記以外の相談

(3) 援助の内容

指 導・措 置		内 容
措置 によら ない 指導	助 言 指 導	1 回ないし数回の助言、指示、説得、承認、情報提供等の適切な方法により、問題が解決すると考えられる子どもや保護者等に対する指導を行う
	継 続 指 導	複雑困難な問題を抱える子どもや保護者等を通所させ、あるいは必要に応じて訪問する等の方法により、継続的にソーシャルワーク、心理療法やカウンセリング等を行う
	他機関あっせん	当所で相談・指導を行うより、福祉事務所、保健所、医療機関、教育相談所等の他機関に相談した方が良い場合は、当該機関にあっせんする
児 童 福 祉 司 指 導		複雑困難な家庭環境に起因する問題を有する子ども等、援助に専門的な知識、技術を要する事例に対して、児童福祉司が家庭を訪問する等の方法により、継続的に行う
児 童 委 員 指 導		問題が家庭環境にあり、児童委員による家族間の人間関係の調整又は経済的援助等により解決すると考えられる事例に対して、児童委員が行う
市 町 指 導 委 託		子どもや保護者の置かれた状況、地理的要件や過去の相談経緯等から、子どもの身近な場所において、子育て支援事業を活用するなどして継続的に寄り添った支援が適当と考えられる事例に対して、市町に指導を委託して行う
児 童 家 庭 支 援 セ ン ター 指 導 委 託		地理的要件や過去の相談経緯、その他の理由により児童家庭支援センターによる指導が適当と考えられる事例に対して行う
訓 戒 ・ 誓 約 措 置		子ども又は保護者等に注意を喚起することにより、問題の再発を防止する
児 童 福 祉 施 設 入 所 (通 所) 措 置		家庭養護のできない子どもや情緒障害のある子ども等を児童福祉施設に入所（通所）させて必要な指導、療育訓練等を行う
指 定 発 達 支 援 医 療 機 関 委 託		厚生労働大臣の指定する医療機関に進行性筋萎縮症児・重症心身障害児の療養を委託する
小 規 模 住 居 型 児 童 養 育 事 業 者 委 託		小規模住居型児童養育事業者（ファミリーホーム）への委託が適当と認められる場合に、家庭での養育に欠ける子どもの養育を委託する
里 親 委 託		里親への委託が適当と認められる場合に、家庭での養育に欠ける子どもの養育を委託する
児 童 自 立 生 活 援 助 委 託		児童福祉施設等を退所しなければならなくなった者その他であって、義務教育を終了した20歳未満の子ども等に対し、自立のための援助及び生活指導が必要と認められる場合に、自立援助ホームに委託して行う
市 町 へ の 事 案 送 致		面接や調査の結果、安全の緊急性がないと考えられる事案で、市町での情報提供、相談、調査及び指導その他の支援を行うことを要すると認められる場合に、市町に送致する
福 祉 事 務 所 送 致 (社会福祉主事又は 知的障害者福祉司 の 指 導 を 含 む)		子ども、保護者等を知的障害者福祉司又は社会福祉主事に指導させる必要がある場合や、母子生活支援施設、保育所への入所が必要である場合等のケースを福祉事務所で援助すべきものとして通知する
家 庭 裁 判 所 送 致		家庭裁判所の審判に付することが適当である子ども、強制的措置を必要とする子ども等を家庭裁判所に送致する

(4) 相談援助の流れ

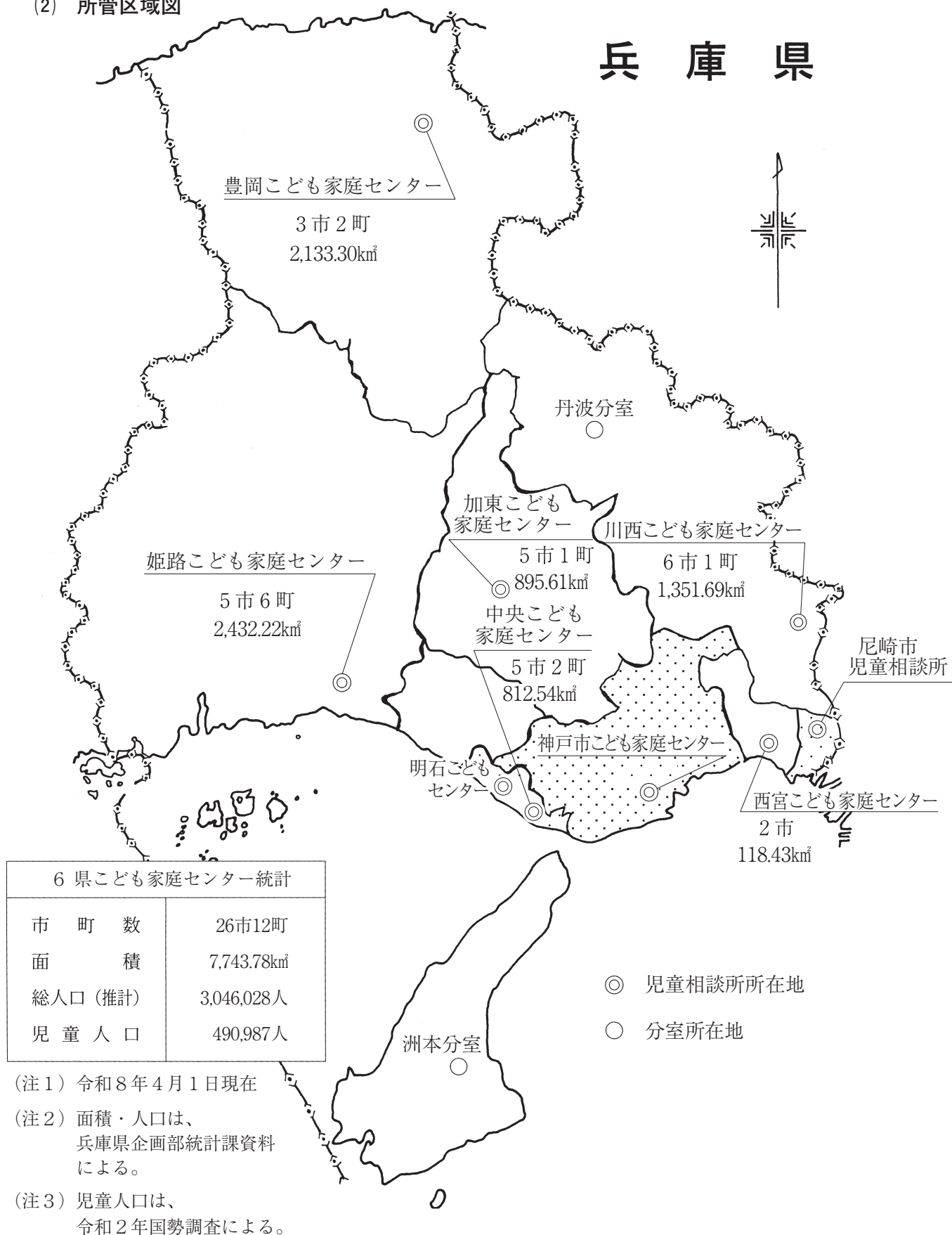


2 概 況

(1) 名称及び所在地

県こども家庭センター	所 在 地	電 話	所 管 区 域
中央 こども家庭センター	〒673-0021 明石市北王子町13-5	(078) 923-9966 FAX(078) 924-0033	加古川市、高砂市、 稲美町、播磨町
	洲本分室 〒656-0021 洲本市塩屋2丁目4-5 (洲本総合庁舎内)	(0799) 26-2075 FAX(0799) 26-0269	洲本市、南あわじ市、 淡路市
西宮 こども家庭センター	〒662-0862 西宮市青木町3-23	(0798) 71-4670 FAX(0798) 74-2538	西宮市、芦屋市
川西 こども家庭センター	〒666-0017 川西市火打1丁目12-16 キセラ川西プラザ3階	(072) 756-6633 FAX(072) 756-6006	伊丹市、宝塚市、 川西市、三田市、 猪名川町
	丹波分室 〒669-3309 丹波市柏原町柏原688 (柏原総合庁舎内)	(0795) 73-3866 FAX(0795) 72-4602	丹波篠山市、丹波市
加東 こども家庭センター	〒679-0212 加東市下滝野1269-2 加東市元滝野庁舎2階	(0795) 27-8250 FAX(0795) 48-9319	西脇市、三木市、小野市、 加西市、加東市、多可町
姫路 こども家庭センター	〒670-0092 姫路市新在家本町1丁目1-58	(079) 297-1261 FAX(079) 298-1895	姫路市、相生市、 たつの市、赤穂市、 宍粟市、神河町、市川町、 福崎町、太子町、上郡町、 佐用町
豊岡 こども家庭センター	〒668-0063 豊岡市正法寺446	(0796) 22-4314 FAX(0796) 24-0484	豊岡市、養父市、朝来市、 香美町、新温泉町
神戸市 こども家庭センター	〒652-0862 神戸市兵庫区上庄通 1丁目1-27	(078) 599-7300 FAX(078) 977-8085	神戸市
尼崎市 児童相談所	〒661-0974 尼崎市若王寺2丁目18番7号	(06) 6480-8601 FAX(06) 6409-4298	尼崎市
明石 こどもセンター	〒674-0068 明石市大久保町ゆりのき通 1丁目4-7	(078) 918-5097 FAX(078) 918-5128	明石市

(2) 所管区域図



(3) 組織及び管内状況

(令和8年4月1日現在)

区分	中央こども家庭センター			西宮こども家庭センター			川西こども家庭センター						
組織	所長	総務企画課		所長	総務課		所長	総務課					
		課長	1人 (副所長兼務)		課長	1人 (副所長兼務)		課長	1人 (副所長兼務)				
		企画指導専門員	1人		庶務	3人		庶務	2人				
		総務専門員	1人		庶務・用務員	1人 (会計年度任用職員)		県政推進員	1人 (会計年度任用職員)				
		庶務	3人		県政推進員	1人 (会計年度任用職員)		家庭支援課	長 1人 (児童福祉司)				
医療参事	副所長	宿日直代行員		副所長	家庭支援課		副所長	家庭支援課					
		3人 (会計年度任用職員)	児童福祉専門員		2人 (児童福祉司)	児童福祉専門員		4人 (児童福祉司)					
		児童福祉事務員	1人 (会計年度任用職員)		児童福祉司	13人		児童福祉司	20人				
		庶務・用務員	1人 (会計年度任用職員)		相談調査員	4人		相談調査員	1人				
		県政推進員	5人 (会計年度任用職員)		保健師	1人 (児童福祉司)		保健師	1人 (児童福祉司)				
副所長	副所長	家庭支援課		副所長	家庭支援課		副所長	家庭支援課					
		課長	1人 (児童福祉司)		課長	1人 (児童福祉司)		課長	1人 (児童福祉司)				
		児童福祉専門員	2人 (児童福祉司)		児童福祉専門員	2人 (児童福祉司)		児童福祉専門員	4人 (児童福祉司)				
		児童福祉司	11人		相談調査員	4人		相談調査員	1人				
		相談調査員	2人		保健師	1人 (児童福祉司)		保健師	1人 (児童福祉司)				
副所長	副所長	保健師		副所長	保健師		副所長	保健師					
		1人 (児童福祉司)	1人 (児童福祉司)		1人 (児童福祉司)	1人 (児童福祉司)		1人 (児童福祉司)					
		出向警察官	1人		出向警察官	1人		出向警察官	1人				
		医務(精神科医)	2人 (会計年度任用職員)		医務(精神科医)	1人 (会計年度任用職員)		医務(小児科医)	1人 (会計年度任用職員)				
		児童福祉対策推進員	2人 (会計年度任用職員)		安全確認指導員	1人 (会計年度任用職員)		安全確認指導員	1人 (会計年度任用職員)				
副所長	副所長	安全確認指導員		副所長	安全確認指導員		副所長	安全確認指導員					
		1人 (会計年度任用職員)	1人 (会計年度任用職員)		1人 (会計年度任用職員)	1人 (会計年度任用職員)		1人 (会計年度任用職員)					
		児童福祉対策推進員	3人 (会計年度任用職員)		児童福祉対策推進員	3人 (会計年度任用職員)		児童福祉対策推進員	2人 (会計年度任用職員)				
		県政推進員	1人 (会計年度任用職員)		県政推進員	1人 (会計年度任用職員)		県政推進員	1人 (会計年度任用職員)				
		育成支援課	課長 1人 (副所長兼務・児童福祉司)		育成支援課	課長 1人 (児童心理司)		育成支援課	課長 1人 (児童心理司)				
副所長	副所長	児童福祉司		副所長	児童福祉司		副所長	児童福祉司					
		2人	2人		2人	2人		2人					
		児童心理司	10人		児童心理司	10人		児童心理司	11人				
		心理判定事務員	3人 (会計年度任用職員)		心理判定事務員	3人 (会計年度任用職員)		相談調査員	1人				
		児童福祉対策推進員	1人 (会計年度任用職員)		児童福祉対策推進員	1人 (会計年度任用職員)		児童福祉対策推進員	1人 (会計年度任用職員)				
副所長	副所長	心理判定事務員		副所長	心理判定事務員		副所長	心理判定事務員					
		1人 (会計年度任用職員)	1人 (会計年度任用職員)		1人 (会計年度任用職員)	1人 (会計年度任用職員)		1人 (会計年度任用職員)					
		丹波分室	所長補佐兼課長 1人 (児童心理司)		丹波分室	所長補佐兼課長 1人 (児童心理司)		丹波分室	所長補佐兼課長 1人 (児童心理司)				
		児童福祉司	2人		児童福祉司	2人		児童福祉司	2人				
		児童心理司	1人		児童心理司	1人		児童心理司	1人				
副所長	副所長	医務(小児科医)		副所長	医務(小児科医)		副所長	医務(小児科医)					
		1人 (会計年度任用職員)	1人 (会計年度任用職員)		1人 (会計年度任用職員)	1人 (会計年度任用職員)		1人 (会計年度任用職員)					
		児童福祉対策推進員	1人 (会計年度任用職員)		児童福祉対策推進員	1人 (会計年度任用職員)		児童福祉対策推進員	1人 (会計年度任用職員)				
		心理判定事務員	1人 (会計年度任用職員)		心理判定事務員	1人 (会計年度任用職員)		心理判定事務員	1人 (会計年度任用職員)				
		保護第1課	課長 1人 (副所長兼務)		保護第1課	課長 1人 (副所長兼務)		保護第1課	課長 1人 (副所長兼務)				
副所長	副所長	児童心理司		副所長	児童心理司		副所長	児童心理司					
		1人	2人		1人	2人		1人	2人				
		児童指導員	8人		児童指導員	13人		児童指導員	13人				
		保育士	3人		宿日直代行員	3人 (会計年度任用職員)		宿日直代行員	3人 (会計年度任用職員)				
		心理判定事務員	4人 (会計年度任用職員)		心理判定事務員	2人 (会計年度任用職員)		心理判定事務員	2人 (会計年度任用職員)				
副所長	副所長	一時保護事務員		副所長	一時保護事務員		副所長	一時保護事務員					
		8人 (会計年度任用職員)	5人 (会計年度任用職員)		5人 (会計年度任用職員)	5人 (会計年度任用職員)		5人 (会計年度任用職員)					
		一時保護所学習相談・指導員	2人 (会計年度任用職員)		一時保護所学習相談・指導員	2人 (会計年度任用職員)		一時保護所学習相談・指導員	2人 (会計年度任用職員)				
		教育連携推進員	1人 (会計年度任用職員)		教育連携推進員	1人 (会計年度任用職員)		教育連携推進員	1人 (会計年度任用職員)				
		庶務・用務員	1人 (会計年度任用職員)		庶務・用務員	1人 (会計年度任用職員)		庶務・用務員	1人 (会計年度任用職員)				
副所長	副所長	保護第2課		副所長	保護第2課		副所長	保護第2課					
		課長	1人		課長	1人		課長	1人				
		児童指導員	4人		児童指導員	8人		児童指導員	8人				
		保育士	7人		保育士	4人		保育士	4人				
		看護師	2人		看護師	3人		看護師	3人				
副所長	副所長	医務(小児科医)		副所長	医務(小児科医)		副所長	医務(小児科医)					
		1人 (会計年度任用職員)	1人 (会計年度任用職員)		1人 (会計年度任用職員)	1人 (会計年度任用職員)		1人 (会計年度任用職員)					
		一時保護事務員	14人 (会計年度任用職員)		一時保護事務員	6人 (会計年度任用職員)		一時保護事務員	6人 (会計年度任用職員)				
		教育連携推進員	1人 (会計年度任用職員)		教育連携推進員	1人 (会計年度任用職員)		教育連携推進員	1人 (会計年度任用職員)				
		一時保護所学習相談・指導員	2人 (会計年度任用職員)		一時保護所学習相談・指導員	2人 (会計年度任用職員)		一時保護所学習相談・指導員	2人 (会計年度任用職員)				
副所長	副所長	栄養指導事務員		副所長	栄養指導事務員		副所長	栄養指導事務員					
		1人 (会計年度任用職員)	1人 (会計年度任用職員)		1人 (会計年度任用職員)	1人 (会計年度任用職員)		1人 (会計年度任用職員)					
		計	69人 (会計年度任用職員を除く。)		計	40人 (会計年度任用職員を除く。)		計	84人 (会計年度任用職員を除く。)				
		管区	洲本市、加古川市、高砂市、南あわじ市、淡路市、稲美町、播磨町			西宮市、芦屋市			伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、丹波篠山市、丹波市、猪名川町				
		轄域	洲本市、加古川市、高砂市、南あわじ市、淡路市、稲美町、播磨町			西宮市、芦屋市			伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、丹波篠山市、丹波市、猪名川町				
管内状況	総人口(推計)	515,529人		総人口(推計)	573,730人		総人口(推計)	786,151人					
	児童人口	81,729人		児童人口	93,521人		児童人口	127,728人					
	認定こども園数	76所		認定こども園数	59所		認定こども園数	62所					
	保育所数	44所		保育所数	58所		保育所数	98所					
	幼稚園数	29園		幼稚園数	53園		幼稚園数	66園					
	小学校数	85校		小学校数	51校		小学校数	119校					
	中学校数	39校		中学校数	33校		中学校数	51校					
	高等学校数	18校		高等学校数	21校		高等学校数	27校					
	特別支援学校数	4校		特別支援学校数	4校		特別支援学校数	11校					
	児童委員数	1,064人		児童委員数	656人		児童委員数	1,256人					
主任児童委員数	62人		主任児童委員数	40人		主任児童委員数	73人						

(注1) 組織は、令和8年6月1日現在の状況による。

(注2) 児童人口は、令和2年国勢調査による。

(注3) 学校数は、分校及び全日制に併置した定時制・通信制・休校(園)は含まない。

(注4) 中等教育学校は、中学校及び高等学校にそれぞれ1校とした。

(注5) 児童委員・主任児童委員数は定数。

区分	加東こども家庭センター	姫路こども家庭センター	豊岡こども家庭センター			
組織	所長 ├ 総務課 │ 課長 1人(副所長兼務) │ 庶務 1人 │ 庶務・用務員 1人(会計年度任用職員) ├ 家庭支援課 │ 課長 1人(児童福祉司) │ 児童福祉専門員 1人(児童福祉司) │ 児童福祉司 8人 │ 保健師 1人(児童福祉司) │ 出向警察官 1人 │ 医務(小児科医) 2人(会計年度任用職員) │ 安全確認指導員 1人(会計年度任用職員) │ 児童福祉対策推進員 1人(会計年度任用職員) │ 県政推進員 1人(会計年度任用職員) ├ 育成支援課 │ 課長 1人(副所長兼務・児童福祉司) │ 児童福祉司 1人 │ 児童心理司 4人 │ 心理判定事務員 3人(会計年度任用職員) 計 21人(会計年度任用職員を除く。)	所長 ├ 総務課 │ 課長 1人(副所長兼務) │ 庶務 2人 │ 庶務・用務員 1人(会計年度任用職員) ├ 家庭支援課 │ 課長 1人(児童福祉司) │ 児童福祉専門員 3人(児童福祉司) │ 児童福祉司 16人 │ 相談調査員 6人 │ 保健師 1人(児童福祉司) │ 出向警察官 1人 │ 医務(精神科医) 2人(会計年度任用職員) │ 児童福祉対策推進員 3人(会計年度任用職員) │ 安全確認指導員 1人(会計年度任用職員) │ 県政推進員 1人(会計年度任用職員) ├ 育成支援課 │ 課長 1人(児童福祉司) │ 児童心理司 11人 │ 児童心理専門員 1人 │ 相談調査員 3人 │ 心理判定事務員 4人(会計年度任用職員) │ 児童福祉対策推進員 1人(会計年度任用職員) 計 48人(会計年度任用職員を除く。)	所長 ├ 総務課 │ 課長 1人(副所長兼務) │ 庶務 1人 │ 庶務・用務員 1人(会計年度任用職員) ├ 家庭・育成支援課 │ 所長補佐兼課長 1人(児童福祉司) │ 児童福祉専門員 1人(児童福祉司) │ 児童福祉司 4人 │ 相談調査員 1人 │ 児童心理司 3人 │ 保健師 1人(児童福祉司) │ 医務(精神科医) 1人(会計年度任用職員) │ 児童福祉対策推進員 3人(会計年度任用職員) │ 安全確認指導員 1人(会計年度任用職員) │ 県政推進員 1人(会計年度任用職員) 計 14人(会計年度任用職員を除く。)			
	管区 轄域	西脇市、三木市、小野市、加西市、 加東市、多可町	姫路市、相生市、たつの市、赤穂市、 宍粟市、神河町、市川町、福崎町、 太子町、上郡町、佐用町	豊岡市、養父市、朝来市、 香美町、新温泉町		
	管内 状況	総人口(推計)	248,283人	総人口(推計)	780,527人	総人口(推計)
児 童 人 口		38,361人	児 童 人 口	126,687人	児 童 人 口	22,961人
認定こども園数		57所	認定こども園数	139所	認定こども園数	40所
保 育 所 数		9所	保 育 所 数	58所	保 育 所 数	14所
幼 稚 園 数		4園	幼 稚 園 数	62園	幼 稚 園 数	10園
小 学 校 数		46校	小 学 校 数	134校	小 学 校 数	50校
中 学 校 数		22校	中 学 校 数	72校	中 学 校 数	24校
高等学校数		14校	高等学校数	36校	高等学校数	13校
特別支援学校数		4校	特別支援学校数	8校	特別支援学校数	3校
児 童 委 員 数		599人	児 童 委 員 数	1,590人	児 童 委 員 数	529人
主任児童委員数		40人	主任児童委員数	107人	主任児童委員数	40人

(4) 沿 革

年	月	中 央	尼 崎	西 宮
昭和3		昭和御大典記念事業として兵庫県立児童研究所設立議案が議会承認		
7	5	神戸市生田区(現中央区)に児童研究所開設		
22	2	児童研究所内に児童鑑別所及び一時保護所東風寮設立		
	12	児童福祉法公布		
23	1	児童鑑別所廃止		
	4	児童福祉法施行		
	6	児童研究所内に兵庫県立中央児童相談所設置		
	7			西宮市松原町、武庫川地方事務所内に兵庫県立西宮児童相談所設置
	8			
24	2			兵庫県立摂丹児童相談所と改称
	4	児童研究所及び一時保護所東風寮を廃止し、中央児童相談所に継承		
25	5			
	11			
26	10			西宮市六湛寺町に新築移転
31	11	地方自治法の一部を改正する法律の施行を受けて、中央児童相談所内に神戸市児童相談所開設(同市にかかるものを移管)		
33	6	兵庫県中央児童相談所と改称		兵庫県摂丹児童相談所と改称
35	5			西宮市戸崎町に移転
36	8			
	11	組織改正(総務課、相談指導課の2課制)		組織改正(総務係、相談調査係、判定指導係の3係制)
37	8	明石市貴崎に新築移転		
38	7			
39	4	淡路福祉事務所(洲本市)内に淡路分室設置		
40	4	組織改正(総務課、相談調査課、判定指導課の3課制)		組織改正(総務課、相談指導課の2課制)
	9			
43	10			現在地(西宮市青木町)に新築移転
44	11	淡路分室を洲本総合庁舎内に移転		
52	4	淡路分室に課長を配置		
53	4			組織改正(総務課、相談調査課、判定指導課の3課制) 永上郡柏原町に丹波分室設置、課長を配置
57	4	淡路分室を洲本分室と改称		兵庫県西宮児童相談所と改称 丹波分室を柏原分室と改称 尼崎駐在設置、課長を配置
60	6			
平成4	4	現在地(明石市北王子町)に新築移転		一時保護所を廃止(中央児童相談所に統合)
	5	一時保護所を中央児童相談所に統合 組織改正(総務課、企画指導課、相談調査課、判定指導課、一時保護課及び洲本分室の5課1分室制)		
	10	兵庫県中央こどもセンターと改称		兵庫県西宮こどもセンターと改称
	14	虐待、家庭内暴力24時間ホットラインの電話相談に関する業務を行う児童虐待相談員を配置		組織改正(総務課、相談調査第1課、相談調査第2課、判定指導課の4課制)
	15	一時保護所を増築		
	4	組織改正(総務課、企画指導課、相談調査課、判定指導課、保護第1課、保護第2課及び洲本分室の6課1分室制)		
	17	兵庫県中央こども家庭センターと改称 組織改正(総務課、企画指導課、家庭支援課、育成支援課、保護第1課、保護第2課及び洲本分室の6課1分室制)		兵庫県西宮こども家庭センターと改称 組織改正(総務課、家庭支援第1課、家庭支援第2課、育成支援課の4課制)
	18	家庭支援課に児童福祉専門員を配置		家庭支援課に児童福祉専門員を配置 組織改正(総務課、家庭支援課、育成支援課の3課制)
	21	4		川西分室設置(家庭支援課、育成支援課の2課制) 川西分室が兵庫県川西こども家庭センターとして独立 柏原分室は川西こども家庭センターの所管となるとともに丹波分室と改称
	22	4		調整参事を配置、こども家庭センターに指導担当参与を配置
	25	1		
	2			現在地(西宮市青木町)に新築建替
	4	組織改正(総務企画課、家庭支援課、育成支援課、保護第1課、保護第2課及び洲本分室の5課1分室制)		
	28	4		尼崎駐在を派遣方式に変更、課長廃止
	30	10		
	31	4		
令和2	4	明石市が明石こどもセンター(明石市大久保町)設置 指導担当参与を廃止		組織改正(総務課、家庭支援第1課、家庭支援第2課、育成支援課の4課制)
	10	加東こども家庭センター分室設置(家庭支援課1課制)		
	3	4	尼崎市若王寺に、兵庫県尼崎こども家庭センター設置(総務課、家庭支援課、育成支援課の3課制)	組織改正(総務課、家庭支援課、育成支援課の3課制) 兵庫県尼崎こども家庭センター新設に伴い、管轄区域から尼崎市が外れるとともに尼崎駐在廃止
	4	4	医療参事を配置、児童虐待防止対策専門員(令和3年児童課配置)を変更	
	7	4		
	8	3	兵庫県尼崎こども家庭センターを廃止	
	4		尼崎市が尼崎市児童相談所(尼崎市若王寺)設置	

年	月	川 西	加 東	姫 路	豊 岡
昭和 3					
7	5				
22	2				
	12				
23	1				
	4				
	6				城崎郡豊岡町、北但地方事務所内に兵庫県立豊岡児童相談所設置
	7				
	8			姫路市西新町、神飾地方事務所内に兵庫県立姫路児童相談所設置	豊岡町厚生会館内に移転
24	2				
	4				
25	5				豊岡市宵田、豊岡市農業協同組合内に移転
	11			兵庫県立播磨児童相談所と改称	兵庫県立但馬児童相談所と改称
26	10				
31	11				
33	6			兵庫県播磨児童相談所と改称	兵庫県但馬児童相談所と改称
35	5				
36	8			組織改正（総務係、相談調査係の2係制）	組織改正（総務係、相談指導係の2係制）
	11				
37	8				
38	7				豊岡市幸町に新築移転
39	4				
40	4			組織改正（総務課、相談指導課の2課制） 現在地（姫路市新在家）に新築移転	組織改正（総務課、相談指導課の2課制）
	9				
43	10				
44	11				
52	4				
53	4				
57	4			兵庫県姫路児童相談所と改称	兵庫県豊岡児童相談所と改称
60	6				
平成 4	4				
5	4			一時保護所を廃止（中央児童相談所に統合） 組織改正（総務課、相談調査課、判定指導課の3課制） 兵庫県姫路こどもセンターと改称	一時保護所を廃止（中央児童相談所に統合） 兵庫県豊岡こどもセンターと改称
10	4				
14	4				
15	3				
	4				
17	4			兵庫県姫路こども家庭センターと改称 組織改正（総務課、家庭支援課、育成支援課の3課制） 家庭支援課に児童福祉専門員を配置	兵庫県豊岡こども家庭センターと改称 組織改正（総務課、家庭・育成支援課の2課制） 家庭・育成支援課に児童福祉専門員を配置
18	4				
21	4	川西市火打に、兵庫県川西こども家庭センター設置（総務課、家庭支援課、育成支援課の3課制） 柏原分室は川西こども家庭センターの所管となるとともに丹波分室と改称			
22	4				
25	1				
	2				
	4			現在地（姫路市新在家）に新築建替	現在地（豊岡市正法寺）に新築移転
28	4				
30	10	現在地（川西市火打）に移転			
31	4				
令和 2	4				
	10				
3	4		加東市下滝野に、兵庫県加東こども家庭センター設置（総務課、家庭支援課、育成支援課の3課制）		
4	4				
7	4	川西市火打に、一時保護施設を新設 組織改正（総務課、家庭支援課、育成支援課、保護第1課、保護第2課及び丹波分室の5課1分室制）			

令和7年度児童相談の概要

(注) 統計数値は、特にことわりのない限り、神戸市こども家庭センター・明石こどもセンターを除く。

1 相談受付の状況

(1) 相談受付件数の推移

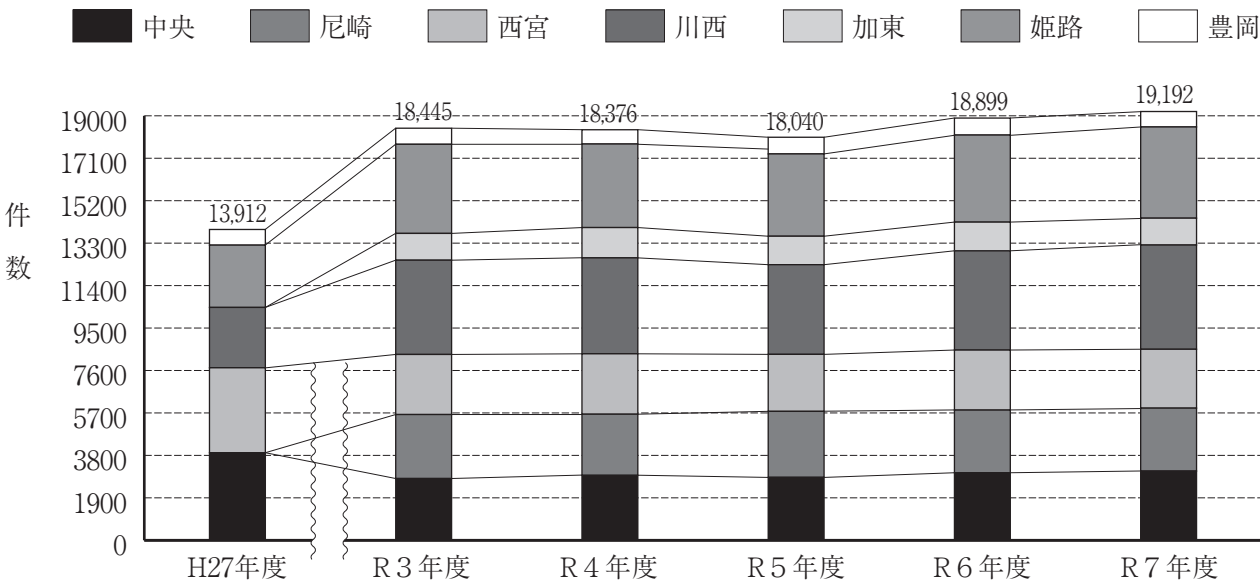
令和7年度の県下7こども家庭センター(中央・尼崎・西宮・川西・加東・姫路・豊岡)の相談受付件数は19,192件でした。令和6年度の受付件数18,899件に比べ、293件(1.6%)増加しました。

県こども家庭センター別受付年次推移(第1表)(第1図)

単位：件

年度 県こども 家庭センター	H27年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
中央	3,920	2,765	2,908	2,818	3,023	3,099
尼崎	－	2,864	2,735	2,953	2,805	2,816
西宮	3,801	2,689	2,704	2,552	2,686	2,635
川西	2,702	4,219	4,294	4,013	4,441	4,666
加東	－	1,199	1,357	1,274	1,286	1,202
姫路	2,788	3,989	3,740	3,684	3,898	4,083
豊岡	701	720	638	746	760	691
計	13,912	18,445	18,376	18,040	18,899	19,192

(注) 尼崎・加東こども家庭センターは令和3年度より設置。



経路別受付年次推移及び相談受付状況（第2表）

單位：件

年度	経路	都道府県		市町		都道府県・市町村計	児童福祉施設・指定発達支援医療機関等			児童福祉施設・指定発達支援医療機関等計	児童相談所	認定こども園	警察	家庭裁判所	保健所及び医療機関		学校等			児童養育事業（FＨ） 里親・小規模型	児童（通告の仲介を含む） 児童委員	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他	計	うち	
		児童相談所	（児童相談所を除く） 都道府県	児童福祉・母子保健部門 こども家庭センター等の	その他		保育所	児童福祉施設	指定発達支援医療機関						保健	医療機関	幼稚園	学校	教育委員会								巡回相談	電話相談
R 3						8,048				349	10	5	3,865	53	3	73		129	39	62	4,470	1,114	106	115	18,445	7	977	
R 4						8,262				342	1	4	4,303	49	1	87		110	22	41	3,409	858	101	100	18,376	6	1,118	
R 5						7,263				335	6	7	4,543	74		89		105	29	84	2,430	883	156	156	18,040	11	637	
R 6						8,355				368	13	7	4,556	65		99		108		54	2,419	826	145	103	18,899	8	1,018	
R 7		604	781	1,803	4,563	7,751	3	281	1	285	6	7	5,343	65	2	101	1	117	1	61	3,439	639	185	227	19,192	7	583	
（うち： ホットライン）		12	1	12	16	41		6		6		3	382			17		29		1	2,697	369	108	22	1,677			
相談 種別	児童虐待	221	2	427	46	696	3	51		54	4	5	4,167			69	1	73	1	17	3,393	511	85	43	6,122			
	その他の養護	83	1	249	13	346		69		69	2	2	226	5	1	26		33		13		428	105	64	17	1,337		
	保健																				1					1		
	肢体不自由								1	1											16					17		
	視聴覚				1	1																				1		
	言語達意																				1					1		
	重症心身	1			1	2															63		1			66		
	知的	243	777	1,076	4,490	6,586		80		80			5		1	1				16		2,676		11	150	9,526		
	発達障害	1		1	2	4		4		4												18		1			27	
	ぐん犯	20		7	3	30		1		1			177	9				2		2		45	2	2	4		274	
	触法	19	1	5		25		1		1			672	39								9			2		748	
	性格行動	9		28	4	41		53		53			57			3		9		11		567	15	20	5		781	
	不登校			5	1	6																33					39	
適性			1		1		21		21						1				2		40		1	1		66		
育児しつけ	3		4	1	8		1		1			3			1						104	5		2		124		
その他	4			1	5							36	12		1						4	1		3		62		
総数		604	781	1,803	4,563	7,751	3	281	1	285	6	7	5,343	65	2	101	1	117	1	61	3,439	639	185	227	19,192			

※R 6まで、幼稚園の数値は学校に含む。

県内各市町別相談受付状況（第3表）

（中央こども家庭センター）

単位：件

市 町	受 付 総 数	養護相談		保 健 相 談	障 害 相 談						非行相談		育 成 相 談				そ の 他
		児 童 虐 待	そ の 他 の 養 護		肢 体 不 自 由	視 聴 覚	言 語 発 達	重 症 心 身	知 的	発 達 障 害	ぐ 犯	触 法	性 格 行 動	不 登 校	適 性	育 児 ・ し つ け	
加古川市	1,391	463	99	1	2			3	707		9	24	68	2		12	1
高砂市	423	145	28		1			1	198		7	7	27	3		5	1
稲美町	132	51	11						63				6			1	
播磨町	212	72	15						102		1	6	13	2			1
東播磨地域計	2,158	731	153	1	3			4	1,070		17	37	114	7		18	3
洲本市	187	44	20					1	92		5	8	16			1	
南あわじ市	144	37	12		1				84		1	2	7				
淡路市	151	32	5						100		2	5	2	1		4	
淡路地域計	482	113	37		1			1	276		8	15	25	1		5	
管 外	452	98	73						55		3	1	187	7		27	1
不 明	7	1	5													1	
計	3,099	943	268	1	4			5	1,401		28	53	326	15		51	4

（尼崎こども家庭センター）

単位：件

市 町	受 付 総 数	養護相談		保 健 相 談	障 害 相 談						非行相談		育 成 相 談				そ の 他
		児 童 虐 待	そ の 他 の 養 護		肢 体 不 自 由	視 聴 覚	言 語 発 達	重 症 心 身	知 的	発 達 障 害	ぐ 犯	触 法	性 格 行 動	不 登 校	適 性	育 児 ・ し つ け	
尼崎市	2,655	1,052	207		4			6	1,036	1	49	191	75	1	15	18	
尼崎地域計	2,655	1,052	207		4			6	1,036	1	49	191	75	1	15	18	
管 外	161	47	17						73		4	17	2		1		
不 明																	
計	2,816	1,099	224		4			6	1,109	1	53	208	77	1	16	18	

(西宮こども家庭センター)

単位：件

市 町	受 付 総 数	養護相談		保 健 相 談	障 害 相 談						非行相談		育 成 相 談				そ の 他
		児 童 虐 待	そ の 他 の 養 護		肢 体 不 自 由	視 聴 覚	言 語 発 達	重 症 心 身	知 的	発 達 障 害	ぐ 犯	触 法	性 格 行 動	不 登 校	適 性	育 児 ・ し っ け	
西 宮 市	2,220	757	151		7			14	1,153	1	19	48	52	2		5	11
芦 屋 市	322	94	23					2	182		2	15	3			1	
阪神南地域計	2,542	851	174		7			16	1,335	1	21	63	55	2		6	11
管 外	93	27	9						36		10	5	5				1
不 明																	
計	2,635	878	183		7			16	1,371	1	31	68	60	2		6	12

(川西こども家庭センター)

単位：件

市 町	受 付 総 数	養護相談		保 健 相 談	障 害 相 談						非行相談		育 成 相 談				そ の 他
		児 童 虐 待	そ の 他 の 養 護		肢 体 不 自 由	視 聴 覚	言 語 発 達	重 症 心 身	知 的	発 達 障 害	ぐ 犯	触 法	性 格 行 動	不 登 校	適 性	育 児 ・ し っ け	
伊 丹 市	1,482	415	61					1	787	1	33	114	48	1	14	3	4
宝 塚 市	1,055	265	46					5	651	1	12	29	31	1	6	1	7
川 西 市	847	198	30					1	529	2	13	28	34	1	4	3	4
三 田 市	502	151	22					2	266	1	12	12	20	1	3	6	6
猪 名 川 町	147	39	5					2	93		1	2	3		2		
阪神北地域計	4,033	1,068	164					11	2,326	5	71	185	136	4	29	13	21
丹波篠山市	159	65	10					1	69		3		5	1		5	
丹 波 市	289	79	20					3	154	1	3	3	14	3	3	4	2
丹波地域計	448	144	30					4	223	1	6	3	19	4	3	9	2
管 外	185	49	7						101		2	11	8		6		1
不 明																	
計	4,666	1,261	201					15	2,650	6	79	199	163	8	38	22	24

(加東こども家庭センター)

単位：件

市町	受 付 総 数	養護相談		保 健 相 談	障 害 相 談						非行相談		育 成 相 談				そ の 他
		児 童 虐 待	そ の 他 の 養 護		肢 体 不 自 由	視 聴 覚	言 語 発 達	重 症 心 身	知 的	発 達 障 害	ぐ 犯	触 法	性 格 行 動	不 登 校	適 性	育 児 ・ し っ け	
西脇市	176	28	9					2	118	1	2	13	2			1	
三木市	346	124	36						157	1	5	6	17				
小野市	212	52	17					2	115		4	3	16			2	1
加西市	166	44	16					1	98			1	5			1	
加東市	198	58	16					1	100			4	11			7	1
多可町	62	17	6						37			1	1				
北播磨地域計	1,160	323	100					6	625	2	11	28	52			11	2
管 外	41	12	4						21		1	1	2				
不 明	1	1															
計	1,202	336	104					6	646	2	12	29	54			11	2

(姫路こども家庭センター)

単位：件

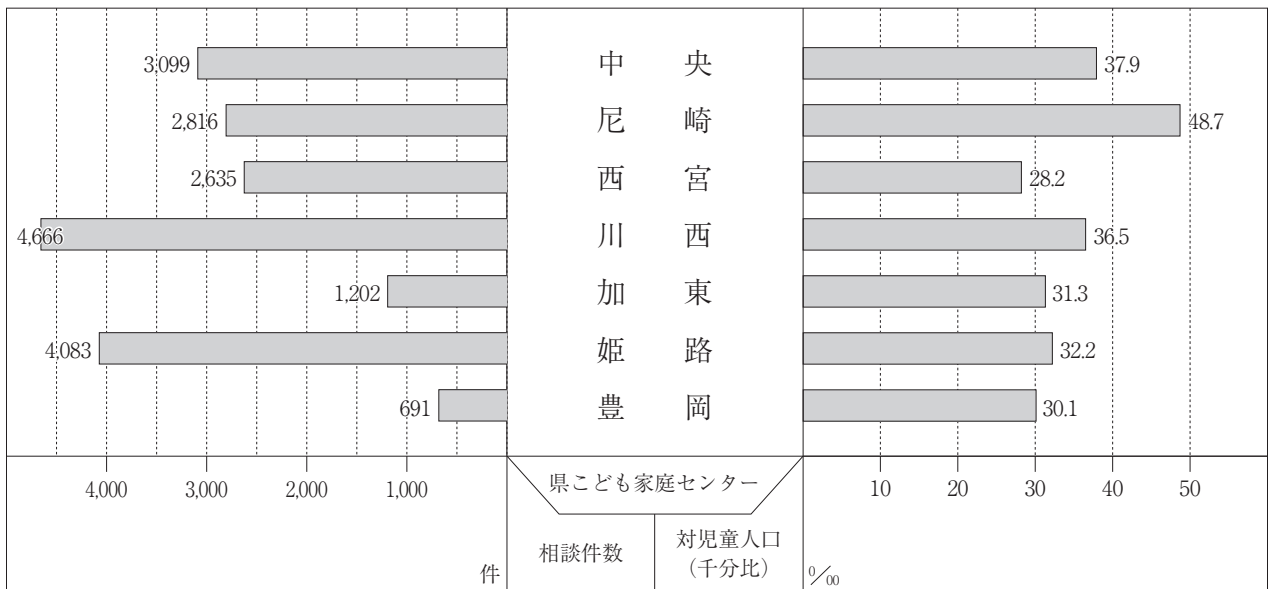
市町	受付総数	養護相談		保健相談	障害相談						非行相談		育成相談				その他
		児童虐待	その他の養護		肢体不自由	視聴覚	言語発達	重症心身	知的	発達障害	ぐ犯	触法	性格行動	不登校	適性	育児・しつけ	
姫路市	2,983	1,041	196		1			10	1,482	5	34	138	55	2	3	6	10
神河町	33	1	2						26				4				
市川町	30	8							22								
福崎町	68	10	1					1	52		2	1					1
中播磨地域計	3,114	1,060	199		1			11	1,582	5	36	139	59	2	3	6	11
相生市	97	21	14						58		3						1
たつの市	283	94	19					1	145		9	10	5				
赤穂市	163	40	16				1		86		7	8	1		1		3
宍粟市	70	18	6		1				32	1	2	7	1				2
太子町	182	82	19						69		1	7	3				1
上郡町	23	13	2						5		1	1					1
佐用町	54	34	1					1	18								
西播磨地域計	872	302	77		1		1	2	413	1	23	33	10		1		8
管外	61	28	7					1	13		6	6					
不明	36	6	11			1			14			1	3				
計	4,083	1,396	294		2	1	1	14	2,022	6	65	179	72	2	4	6	19

(豊岡こども家庭センター)

単位：件

市町	受付総数	養護相談		保健相談	障害相談						非行相談		育成相談				その他
		児童虐待	その他の養護		肢体不自由	視聴覚	言語発達	重症心身	知的	発達障害	ぐ犯	触法	性格行動	不登校	適性	育児・しつけ	
豊岡市	373	126	27					3	170	9	2	4	16	8	3	5	
養父市	86	21	21						36		1		5	1		1	
朝来市	111	31	10					1	56	2	1	2	3		2	2	1
香美町	57	16	4						30			2	2	2		1	
新温泉町	56	12							34		2	2	2		3	1	
但馬地域計	683	206	62					4	326	11	6	10	28	11	8	10	1
管外	8	3	1						1			2	1				
不明																	
計	691	209	63					4	327	11	6	12	29	11	8	10	1

県こども家庭センター別受付状況並びに対児童人口比（第2図）



(2) 経路別の相談受付状況

経路別の相談受付件数は、都道府県・市町が7,751件（40.5％）と最も多く、次いで警察等が5,343件（27.8％）となっています。

また、家族・親戚が4,398件（22.9％）、近隣・知人などその他が1,193件（6.2％）となっています。

県子ども家庭センター別・経路別受付状況（第3図）

単位：件

（ ）内は％

7県子ども家庭センター	19,192件	都道府県・市町 (福祉事務所等) 7,751(40.5)	家族・親戚 4,398(22.9)	学校等 119(0.6) 保健所及び医療機関 103(0.5)	児童福祉施設等 285(1.5)	警察等 5,343(27.8)	その他 1,193(6.2)
中央	3,099件	都道府県・市町 (福祉事務所等) 1,286(41.5)	家族・親戚 873(28.2)	学校等 13(0.4) 保健所及び医療機関 18(0.6)	児童福祉施設等 63(2.0)	警察等 590(19.0)	その他 256(8.3)
尼崎	2,816件	都道府県・市町 (福祉事務所等) 1,029(36.5)	家族・親戚 408(14.5)	学校等 19(0.7) 保健所及び医療機関 26(0.9)	児童福祉施設等 54(1.9)	警察等 1,078(38.3)	その他 202(7.2)
西宮	2,635件	都道府県・市町 (福祉事務所等) 1,082(41.1)	家族・親戚 548(20.8)	学校等 22(0.8) 保健所及び医療機関 15(0.6)	児童福祉施設等 22(0.8)	警察等 767(29.1)	その他 179(6.8)
川西	4,666件	都道府県・市町 (福祉事務所等) 1,810(38.8)	家族・親戚 1,374(29.4)	学校等 18(0.4) 保健所及び医療機関 18(0.4)	児童福祉施設等 55(1.2)	警察等 1,170(25.1)	その他 221(4.7)
加東	1,202件	都道府県・市町 (福祉事務所等) 538(44.7)	家族・親戚 302(25.1)	学校等 4(0.3) 保健所及び医療機関 2(0.2)	児童福祉施設等 32(2.7)	警察等 263(21.9)	その他 61(5.1)
姫路	4,083件	都道府県・市町 (福祉事務所等) 1,756(42.9)	家族・親戚 695(17.0)	学校等 35(0.9) 保健所及び医療機関 19(0.5)	児童福祉施設等 44(1.1)	警察等 1,314(32.2)	その他 220(5.4)
豊岡	691件	都道府県・市町 (福祉事務所等) 250(36.1)	家族・親戚 198(28.7)	学校等 8(1.2) 保健所及び医療機関 5(0.7)	児童福祉施設等 15(2.2)	警察等 161(23.3)	その他 54(7.8)

(注) その他は、児童家庭支援センター・家庭裁判所・里親・児童委員・近隣知人・児童本人等である。

県子ども家庭センター別・経路別受付状況（第4表）

単位：件

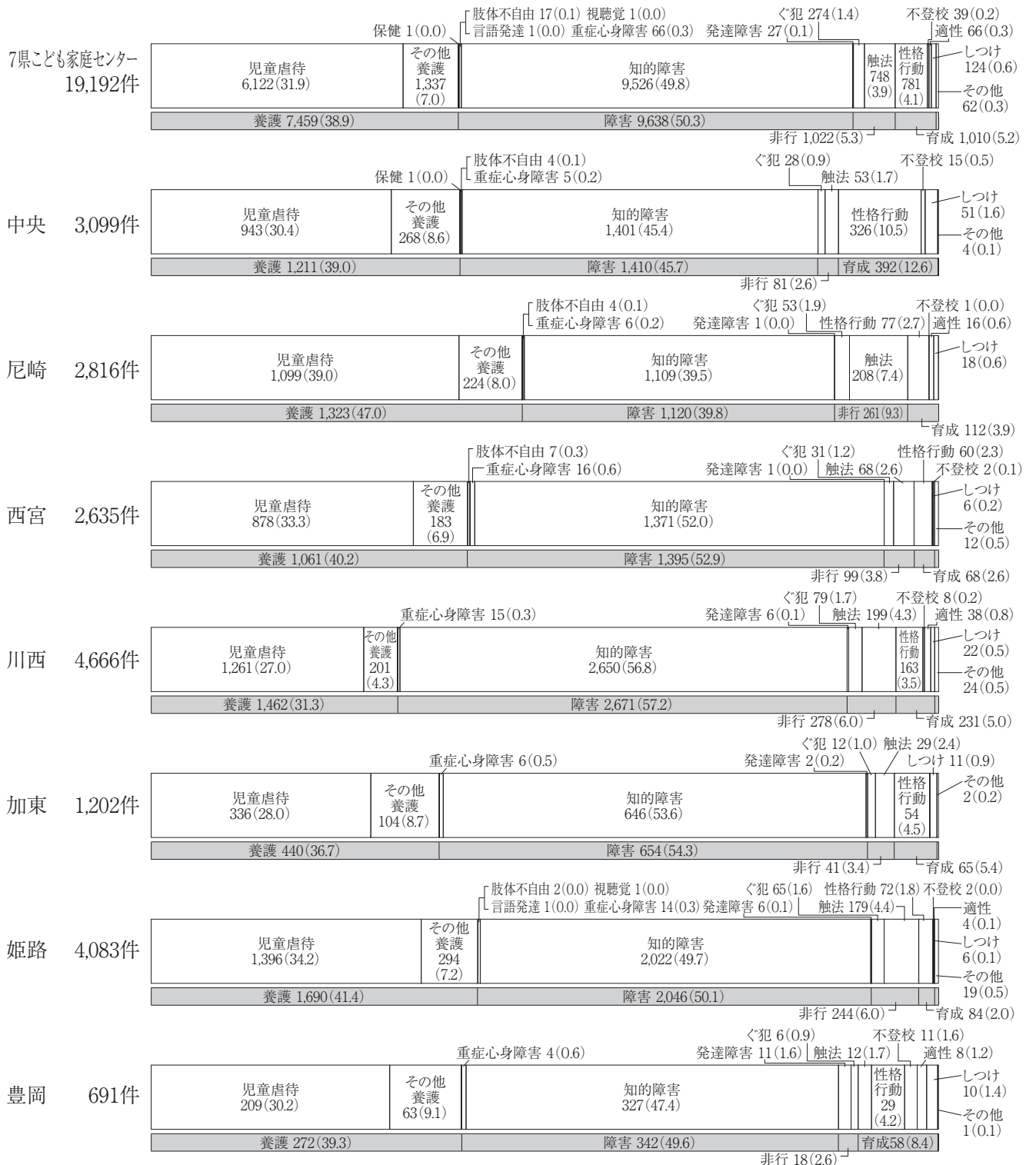
経路 県子ども家庭センター	都道府県		市町		児童福祉施設・支援機関 児童福祉施設 児童福祉施設 児童福祉施設			児童家庭支援センター	認定こども園	警察等	家庭裁判所	保健所及び医療機関		学校等			児童養育小規模（F・H型）	児童委員（通告の仲介を含む）	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他	計
	児童相談所	都道府県（児童相談所を除く）	児童福祉施設・母子保健部門等	その他	保育所	児童福祉施設	指定発達支援医療機関					保健所	医療機関	幼稚園	学校	教育委員会等							
中央	81	98	179	928	2	61				590	9	1	17		13		16	2	873	88	67	74	3,099
洲本分室	24	3	32	163		8				101	5		2		1				122	4	6	44	515
尼崎	183	46	77	723		54		6	5	1,078	8		26		18	1	9		408	127	22	25	2,816
西宮	74	134	56	818	1	21				767	8		15	1	21		5		548	106	19	41	2,635
川西	135	145	847	683		55				1,170	19		18		18		9		1,374	127	27	39	4,666
丹波分室	11		77	92		9				123			1		5		1		100	11	4	35	469
加東	45	72	419	2		32				263	2		2		4		3		302	38	14	4	1,202
姫路	72	262	153	1,269		43	1		2	1,314	16		19		35		6	1	695	137	27	31	4,083
豊岡	14	24	72	140		15				161	3	1	4		8		13		198	16	9	13	691
計	604	781	1,803	4,563	3	281	1	6	7	5,343	65	2	101	1	117	1	61	3	4,398	639	185	227	19,192
神戸市	166		479	2,628	21	72		15	2	2,245	1		42	9	218		3		2,645	443	84	90	9,163
明石市	73	169	54	618	7	13			3	512	2	4	8	6	83		2	4	497	62	14	13	2,144

(3) 相談種別の相談受付状況

相談種別の相談受付件数は、障害相談が9,638件（50.3％）と最も多く、次いで養護相談が7,459件（38.9％）、非行相談が1,022件（5.3％）、育成相談が1,010件（5.2％）となっています。

県子ども家庭センター別・相談種別受付状況（第4図）

単位：件（ ）内は％



県子ども家庭センター別・相談種別受付状況（第5表）

単位：件

相談種別 県子ども家庭センター	養 護		保 健	障 害						非 行		育 成				そ の 他	計
	児童虐待	その他の養護		肢 体 不自由	視聴覚	言語 発達	重症 心身	知的	発達 障害	ぐ 犯	触 法	性格 行動	不登校	適性	育児・ しつけ		
中 央	943	268	1	4			5	1,401		28	53	326	15		51	4	3,099
洲本分室	125	43		1			1	289		8	16	26	1		5		515
尼 崎	1,099	224		4			6	1,109	1	53	208	77	1	16	18		2,816
西 宮	878	183		7			16	1,371	1	31	68	60	2		6	12	2,635
川 西	1,261	201					15	2,650	6	79	199	163	8	38	22	24	4,666
丹波分室	152	31					4	233	1	7	3	20	4	3	9	2	469
加 東	336	104					6	646	2	12	29	54			11	2	1,202
姫 路	1,396	294		2	1	1	14	2,022	6	65	179	72	2	4	6	19	4,083
豊 岡	209	63					4	327	11	6	12	29	11	8	10	1	691
計	6,122	1,337	1	17	1	1	66	9,526	27	274	748	781	39	66	124	62	19,192
神 戸 市	3,124	385				2,616	1	1,914	30	271	295	20	429	3	71	4	9,163
明 石 市	742	105		2		2	6	1,052	17	16	54	71	17	18	29	13	2,144

相談種別受付年次推移（第6表）

単位：件

年 度	受 付 総 数	養 護		保 健	障 害						非 行		育 成				そ の 他	う ち い じ め
		児童虐待	その他の養護		肢 体 不自由	視聴覚	言語 発達	重症 心身	知的	発達 障害	ぐ 犯	触 法	性格 行動	不登校	適性	育児・ しつけ		
R 3	18,445	5,804	1,266	2	31		3	88	9,978	81	199	220	438	76	78	167	14	1
R 4	18,376	5,710	1,299	2	18			56	9,892	120	149	322	474	51	72	192	19	1
R 5	18,040	5,846	1,364	5	25	1	2	55	9,105	67	209	380	593	55	76	227	30	
R 6	18,899	5,755	1,387	2	15	1	2	63	9,954	55	193	523	573	48	92	181	55	
R 7	19,192	6,122	1,337	1	17	1	1	66	9,526	27	274	748	781	39	66	124	62	
(うち：ホットライン)	1,677	828	353	1					3		86	9	325	10	1	58	3	

養護相談内容別年次推移（第7表）

単位：件（ ）内は%

内 容 年 度	家 族 の 傷 病	養育環境上の問題								家 出					経 済 的 理 由	離 婚 ・ 別 居	父 母 の 死 亡	迷 子	そ の 他	計
		虐 待	親子関係不良	家 庭 不 和	未 婚 の 母	拘 置 ・ 服 役	母 の 出 産	そ（養育環境） の 他	小 計	母	父	両 親	そ の 他	小 計						
R 3	196 (2.8)	5,804	235	168	21	44	7	442	6,721 (95.0)	12	1	2		15 (0.2)	42 (0.6)	30 (0.4)	19 (0.3)	4 (0.1)	43 (0.6)	7,070 (100.0)
R 4	182 (2.6)	5,710	295	146	25	49	22	431	6,678 (95.2)	21	4			25 (0.4)	37 (0.5)	20 (0.3)	16 (0.2)	2 (0.1)	49 (0.7)	7,009 (100.0)
R 5	205 (2.8)	5,846	291	133	23	38	29	444	6,804 (94.5)	14	1	5		20 (0.2)	64 (0.9)	24 (0.3)	17 (0.2)	2 (0.1)	74 (1.0)	7,210 (100.0)
R 6	200 (2.8)	5,755	301	171	31	42	25	443	6,768 (94.8)	14	3	1		18 (0.2)	63 (0.9)	26 (0.4)	10 (0.1)	3 (0.0)	54 (0.8)	7,142 (100.0)
R 7	131 (1.8)	6,122	422	153	19	26	20	417	7,179 (96.2)	7	6	3	4	20 (0.3)	63 (0.8)	14 (0.2)	13 (0.2)		39 (0.5)	7,459 (100.0)

ぐ犯相談内容別年次推移（第8表）

単位：件

事 案 内 容 年 度	家 出 ・ 外 泊	不 良 交 友	不 純 異 性 交 遊	深 夜 徘徊	怠 学	シン ナー 遊び	家 財 持 出 し	盗 み	暴 力 ・ 粗 暴	性的 いた ずら	そ の 他	計
R 3	96 (57)	1 (1)	7 (7)	8 (6)			21 (10)	17 (4)	31 (7)	11 (1)	7 (3)	199 (96)
R 4	64 (42)	3 (2)	8 (7)	6 (3)			16 (8)	14 (5)	17 (4)	9	12 (3)	149 (74)
R 5	82 (55)	12 (3)	10 (9)	10 (5)			21 (2)	20 (3)	24 (6)	12	18 (7)	209 (90)
R 6	68 (48)	9 (7)	5 (4)	7 (6)	1 (1)		15 (6)	33 (9)	28 (4)	17 (1)	10 (2)	193 (88)
R 7	136 (85)	3 (1)	5 (3)	13 (9)	1 (1)		19 (1)	22 (4)	30 (1)	18	27 (10)	274 (115)

(注) () 内は、女子を内書き

触法相談内容別年次推移（第9表）

単位：件

事 案 内 容 年 度	窃 盗	粗 暴			器 物 損 壊	放 火 ・ 失 火	わ い せ つ	横 領	毒 劇 物 取 締 法 違 反	そ の 他	計
		恐 喝	暴 行	傷 害							
R 3	85 (22)	5	32 (13)	14 (2)	11 (1)		20 (1)	4		49 (8)	220 (47)
R 4	137 (21)	3	39 (2)	26 (4)	20 (3)	5	35 (4)	6 (2)		51 (8)	322 (44)
R 5	169 (35)	2	45	23 (1)	17 (2)	5 (1)	53 (1)	2		64 (11)	380 (51)
R 6	180 (40)	7	72 (8)	34 (1)	51 (3)	15 (2)	43	10 (2)		111 (20)	523 (76)
R 7	286 (80)	8 (1)	105 (12)	62 (2)	60 (7)	6 (1)	55 (5)	12 (1)		154 (18)	748 (127)

(注) () 内は、女子を内書き

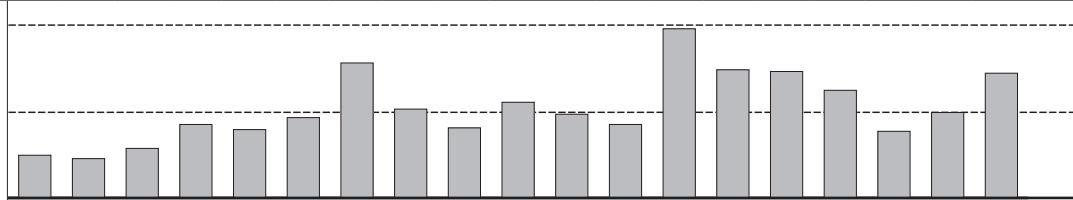
(4) 年齢別・相談種別の受付状況

年齢別の相談受付件数は、5歳未満の年齢層では、養護や育児・しつけに関する相談が多くなっています。就学のタイミングでは、知的障害に関する相談が多くなっています。

また、13歳、14歳をピークに、非行、性格行動、不登校や適性に関する相談が多くなっています。

年齢別・相談種別受付状況（第10表）

単位：件

構成比 %																					
		年齢（歳）	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18歳以上
養護相談	児童虐待	356	331	314	403	363	331	343	392	351	387	402	329	373	364	338	247	239	216	43	6,122
	その他の養護	95	38	58	48	50	55	65	87	55	57	77	51	93	96	112	80	71	95	54	1,337
保健相談							1														1
障害相談	肢体不自由							4	1	1				1	2	1	1	3	3		17
	視聴覚																1				1
	言語発達							1													1
	重症心身	1	2	4	1	3	5	1	5	1	4	6	4	6	4	3	8	4	4		66
	知的発達障害	16	52	158	342	338	491	1,049	464	280	521	338	285	1,140	506	678	718	340	555	1,255	9,526
							1		3		3		2	3	5	3	2	1	2	2	27
非行相談	ぐ犯							1	4	3	3	5	12	21	54	57	31	37	43	3	274
	触法							2	12	28	32	56	60	152	275	89	18	9	5	10	748
育成相談	性格行動		1	8	19	8	14	23	20	50	56	45	72	78	95	118	97	45	23	9	781
	不登校								3	8	1	2	4	1	10	5	4	1			39
	適性		1	1	2	1	3	5	4	5	4	5	5	5	11	3	4	3	3	1	66
	育児・しつけ	13	15	14	2	9	7	3	6	13	4	5	3	6	8	13		1	2		124
その他		1	2	2	3		2	1	1		3	1	2	2	3	7	6	3	8	15	62
受付件数		482	442	559	820	772	910	1,494	1,005	795	1,076	942	829	1,881	1,433	1,427	1,217	757	959	1,392	19,192
構成比（%）		2.5	2.3	2.9	4.3	4.0	4.7	7.9	5.2	4.1	5.6	4.9	4.3	9.9	7.5	7.4	6.3	3.9	5.0	7.3	100.0

（注）■は、各相談種別で、年齢別受付件数の多いものを示す。

2 対応の状況

(1) 対応件数の推移

令和7年度の対応件数は19,902件で、令和6年度（18,711件）に比べ1,191件（6.4%）増加しました。

その内訳をみると、助言指導が11,776件（59.2%）と最も多く、法に基づく措置（児童福祉司指導～家庭裁判所送致）が計480件（2.4%）となっています。

相談種別の対応状況（第11表）

単位：件

年度	対応	対応 総 数	面 接 指 導			児童福祉司指導	児童家庭支援センター指導・指導委託	市町指導委託	市町への事案送致	児童福祉施設		指定医療機関委託	里親委託	小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）	児童自立生活援助の実施	家庭裁判所送致	障害児利用施設等	その他	次年度へ繰り越し
			助言指導	継続指導	他あつせん					入所	通所								
R 3		17,888	10,580	265	143	93	12	3	2	179	1		45			3	157	6,405	2,373
R 4		18,202	10,841	275	169	98	13	5	8	165	2		45			3	132	6,446	2,438
R 5		18,337	10,811	291	200	123	11			195	2		53			3	134	6,514	2,131
R 6		18,711	10,864	320	220	118	10	4		210	3		55			7	122	6,778	2,292
R 7		19,902	11,776	361	533	164	13	3		187	4		58	12	31	8	125	6,627	1,433
相 談 種 別	養護相談	児童虐待	6,310	5,113	150	343	154	7		90			29	7	13	1		403	593
		その他の養護	1,389	1,028	114	27	7	5	3	66			29	4	12			94	120
	保 健		2	2															
	障 害 相 談	肢体不自由	18	2													16		3
		視 聴 覚	1															1	
		言語発達	1															1	
		重症心身	74	8													64	2	
	知 的 発達障害		9,926	4,505		51											44	5,326	551
			26	7		1												18	1
	非 行 相 談	ぐ 犯	273	145	32	25	1			10					3	1		56	35
		触 法	804	267	22	82	1			9				1		6		416	78
	育 成 相 談	性格行動	788	543	40	4	1	1		12					3			184	43
		不登校	39	32	1						4							2	1
		適 性	66	5														61	
		育児・しつけ	124	111	1													12	5
	そ の 他		61	8	1												1	51	3
総 数		19,902	11,776	361	533	164	13	3		187	4		58	12	31	8	125	6,627	1,433
構成比(%)		100.0	59.2	1.8	2.7	0.8	0.1	0.0		0.9	0.0		0.3	0.1	0.2	0.0	0.6	33.3	

（注1）対応件数には6年度からの繰り越しへの対応件数を含む。

（注2）その他対応とは、調査依頼の回答、施設在所期間延長の通知、判定意見書発行等である。

（注3）R6まで、小規模住宅型児童養育事業（ファミリーホーム）は里親委託に、児童自立生活援助の実施はその他を含む。

(2) 県こども家庭センター別の対応状況

県こども家庭センター別対応状況（第12表）

単位：件

対応 県こども 家庭センター	対 応 総 数	面 接 指 導			児 童 福 祉 司 指 導	児 童 家 庭 支 援 セ ン タ ー 指 導 ・ 指 導 委 託	市 町 指 導 委 託	市 町 へ の 事 案 送 致	児 童 福 祉 施 入 所	児 童 福 祉 設 通 所	指 定 療 養 機 関 支 援 委 託	里 親 委 託	小 規 模 住 居 型 児 童 養 育 事 業 （ フ ァ ミ リ ー ホ ー ム ）	児 童 自 立 生 活 援 助 の 実 施	家 庭 裁 判 所 送 致	障 害 の 児 童 利 用 契 約 等	そ の 他	次 年 度 へ 繰 り 越 し
		助 言 指 導	継 続 指 導	他 あ っ せ 機 関														
中 央	3,033	2,025	43	17	22	2			40	4		14	2	7		18	839	330
洲本分室	512	252	8	8	1				3			2				2	236	45
尼 崎	3,350	2,017	58	379	31	3			23			4		4	1	11	819	
西 宮	2,601	1,489	69	38	24				24			9	4	5		24	915	210
川 西	4,801	2,539	61	58	35	4			25			5		3	2	27	2,042	378
丹波分室	472	277	5	5	3				2					1		5	174	29
加 東	1,184	678	34	18	10				13			8	2			12	409	104
姫 路	4,241	2,630	77	20	34	4	3		55			15	4	12	5	28	1,354	360
豊 岡	692	398	19	3	8				7			3				5	249	51
計	19,902	11,776	361	533	164	13	3		187	4		58	12	31	8	125	6,627	1,433
神 戸 市	9,105	7,445	670	94	24	18		657	115			18	1	15	1	9	38	1,242
明 石 市	2,125	1,201	209	34	16	2			16	8		2		3	3	6	625	205

(注) 対応件数には6年度からの繰り越し件数を含む。

※ 尼崎は、318件を尼崎市児童相談所に引き継ぎ

(3) 調査・診断・指導の実施状況

県子ども家庭センター別調査・診断・指導実施状況（第13表）

単位：回

区 分		中 央	尼 崎	西 宮	川 西	加 東	姫 路	豊 岡	計
相 談 受 付 件 数		3,099	2,816	2,635	4,666	1,202	4,083	691	19,192
調 査・ 診 断・ 社 会 指 導	児 童	1,473	627	1,020	1,977	310	2,059	378	7,844
	保 護 者	5,105	3,693	3,642	8,516	2,383	3,671	1,237	28,247
	そ の 他	8,455	8,773	4,639	13,248	3,888	4,414	2,087	45,504
	計	15,033	13,093	9,301	23,741	6,581	10,144	3,702	81,595
医 学 診 断 指 導	診 察・ 指 導	精 神 科	220	44	128	155	87	76	769
		小 児 科	76	58	79	228	56	49	584
		そ の 他	697	1	20	531	21	12	1,290
	医 学 的 検 査		87	2		60	26	9	186
	そ の 他		614	40		528		31	1,223
	計		1,694	145	227	1,502	190	177	4,052
心 理 診 断 指 導	心 理 検 査	知 能 検 査	158	97	55	121	31	128	643
		発 達 検 査	635	542	496	1,125	216	1,102	4,226
		人 格 検 査	158	134	136	174	62	137	824
		その他の検査	171	131	93	115	25	73	684
		計	1,122	904	780	1,535	334	1,440	6,377
	面 接・ 観 察 指 導	児 童	1,935	2,033	1,703	2,800	940	2,467	12,211
		保 護 者	1,054	1,001	963	2,436	461	1,780	7,989
		そ の 他	441	416	668	455	164	574	2,876
		計	3,430	3,450	3,334	5,691	1,565	4,821	23,076

(4) 継続指導の実施状況

措置後の指導（心理療法・カウンセリング）実施状況（第14表）

単位：回

区 分	中 央	尼 崎	西 宮	川 西	加 東	姫 路	豊 岡	計
児童心理司	1,963	1,681	1,688	2,028	819	2,224	772	11,175
児童福祉司	4,141	2,518	4,454	8,794	4,280	4,459	2,553	31,199
そ の 他					7	7	5	19
計	6,104	4,199	6,142	10,822	5,106	6,690	3,330	42,393

(5) 療育手帳の判定及び交付の状況

兵庫県では平成18年度より発達障害のある子どもに対しても療育手帳を交付しています。
令和7年度は、1,205人の発達障害児を含め、4,095人に療育手帳を交付しました。

県こども家庭センター別療育手帳判定及び交付状況（第15表）

単位：件

区 分		中 央	尼 崎	西 宮	川 西	加 東	姫 路	豊 岡	計	構成比 (%)
受 付 件 数		703	656	676	1,036	304	1,297	123	4,795	
取 下 げ 件 数		8	30	16	18	7	32	1	112	
新 規	A（重 度）	20	18	22	23	4	39	5	131	6.6
	B ₁ （中 度）	35	30	33	47	19	85	7	256	12.9
	B ₂ （軽 度）	246	197	179	330	96	514	35	1,597	80.5
	計	301	245	234	400	119	638	47	1,984	100.0
更 新	A（重 度）	69	93	96	115	45	119	13	550	26.1
	B ₁ （中 度）	44	48	50	63	25	74	15	319	15.1
	B ₂ （軽 度）	187	191	159	285	61	338	21	1,242	58.8
	計	300	332	305	463	131	531	49	2,111	100.0
交 付 件 数		601	577	539	863	250	1,169	96	4,095	
(うち発達障害児 への交付件数)		175	154	179	272	57	347	21	1,205	
非 該 当										
次年度繰り越し件数		94	49	121	155	47	96	26	588	

(6) 児童福祉施設等への措置及び契約の状況

施設別・相談種別措置及び里親委託状況（令和7年度対応分）（第16表）

単位：件

施設 種別		乳 児 院	児童 養護 施設	障害児入所 施設		指定 医療 機関 発達 支援	児童 自立 支援 施設	児童心理 治療施設		里 親	F H	計	児童自立生活 援助の実施	
				福祉 型	医療 型			入 所	通 所				自立 援助	ホ ム そ の 他
養護 相談	児童虐待	11	72	9	1		5	13		35	11	157	14	1
	その他の養護	22	46	9			4	3		38	5	127	14	3
保健														
障害 相談	肢体不自由													
	視聴覚													
	言語発達													
	重症心身													
	知的													
	発達障害													
非行 相談	ぐ犯		3				6	1				10	4	
	触法						9				1	10		
育成 相談	性格行動		4	2			2	6				14	5	
	不登校								4			4		
	適性													
	育児・しつけ													
その他														
計		33	125	20	1		26	23	4	73	17	322	37	4

県こども家庭センター別施設等措置状況（令和7年度対応分）（第17表）

単位：件

施設 県こども 家庭センター		乳 児 院	児童 養護 施設	障害児入所 施設		指定 医療 機関 発達 支援	児童 自立 支援 施設	児童心理 治療施設		里 親	F H	計	児童自立生活 援助の実施	
				福祉 型	医療 型			入 所	通 所				自立 援助	ホ ム そ の 他
中	中央	6	29	4			5	7	4	16	5	76	6	1
	洲本分室		1	1			1			2		5		
尼	崎	5	20	2			4			8		39	7	1
西	宮	2	15	2			3	2		9	4	37	4	1
川	西	7	18	5			3	4		9	2	48	8	
	丹波分室	3	3	1						1		8	1	
加	東	3	8	2			1	4		11	2	31		
姫	路	9	30	3	1		9	3		15	4	74	12	
豊	岡	1	5	2			1	3		5		17		1
計		33	125	20	1		26	23	4	73	17	322	37	4
神	戸市	18	83	1			11	2		18	1	134	11	4
明	石市		44	10		1	2	2	7	11	5	82		

施設別・相談種別契約状況（令和7年度対応分）（第18表）

単位：件

施設 種別		乳 児 院	児童養護施設	障害児入所施設		指定医療機関 発達支援	児童自立支援施設	児童心療施設		里親	計
				福祉型	医療型			入所	通所		
養護相談	児童虐待										
	その他の養護										
保健	健康										
	肢体不自由			5	8						13
障害相談	視聴覚										
	言語発達										
	重症心身			4	51	13					68
	発達障害			39	2	2					43
非行相談	犯罪										
	触法										
育成相談	性格行動										
	不登校										
	適性										
その他	育児・しつけ										
	その他			1							1
計				49	61	15					125

県子ども家庭センター別施設等契約状況（令和7年度対応分）（第19表）

単位：件

施設 県子ども 家庭センター		乳 児 院	児童養護施設	障害児入所施設		指定医療機関 発達支援	児童自立支援施設	児童心療施設		里親	計
				福祉型	医療型			入所	通所		
中	中央			13	5						18
	洲本分室			1	1						2
尼	崎			3	8						11
西	宮			2	21	1					24
川	西			12	10	5					27
	丹波分室			1	3	1					5
加	東			7	3	2					12
姫	路			7	14	7					28
豊	岡			5							5
計				49	61	15					125
神	戸市			1							1
明	石市			5	4						9

県こども家庭センター別施設別児童在籍状況（第20表）

（令和8年3月31日現在）単位：人

県こども家庭センター		中 央		尼 崎		西 宮		川 西		加 東		姫 路		豊 岡		総 数	
施 設		措 置	契 約	措 置	契 約	措 置	契 約	措 置	契 約	措 置	契 約	措 置	契 約	措 置	契 約	措 置	契 約
入 所	乳 児 院	14		9		2		7		5		24		1		62	
	児 童 養 護 施 設	108		107		72		82		43		131		18		561	
	里 親 委 託	40		28		27		37		18		49		12		211	
	ファミリーホーム	15		7		9		7		3		13				54	
	障 入 所 福 祉 型	20	9	16	2	14	2	26	12	11	2	17	7	7		111	34
	児 害 施 医 療 型	6	3	5	13	1	13	3	10	1	2	3	9		4	19	54
	指定発達支援医療機関				1	1	1		5		2		5			1	14
	児童自立支援施設	6		5		6		7		4		6		1		35	
	児童心理治療施設	20		4		8		14		11		8		6		71	
	児 生 活 援 助 自 立 事業		10		8		4		7				11				40
	そ の 他		3		1		1								1		6
	入 所 合 計	229	25	181	25	140	21	183	34	96	6	251	32	45	5	1,125	148
通 所	児童心理治療施設																
	通 所 合 計																
合 計		229	25	181	25	140	21	183	34	96	6	251	32	45	5	1,125	148

（注）令和8年3月31日付解除人数を含まない。

(7) 里親・里子の状況

県子ども家庭センター別里親の状況（第21表）

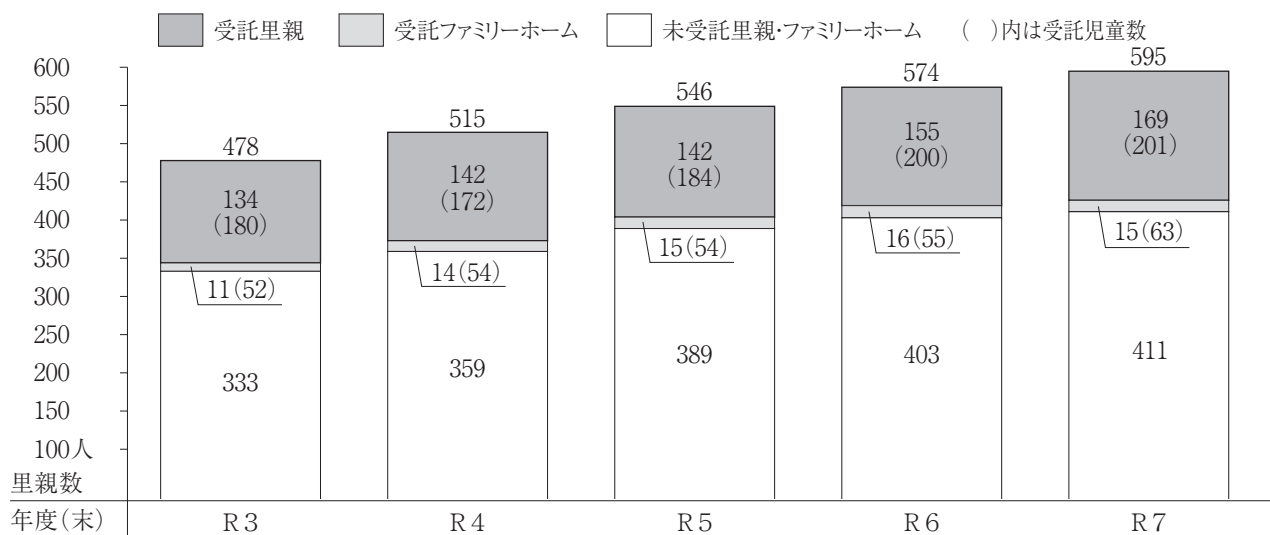
単位：世帯

区 分	中 央	尼 崎	西 宮	川 西	加 東	姫 路	豊 岡	計	ファミリーホーム事業者
認定及び登録里親数①	78	55	81	131	49	138	47	579	16
受 託 里 親 数 ②	25	15	18	34	18	41	18	169	15
受託児童数	管内児童	30	10	9	29	17	42	149	22
	管外児童	5	8	9	11	7	6	52	41
	計	35	18	18	40	24	48	201	63
受 託 率 ② / ①	32.1	27.3	22.2	26.0	36.7	29.7	38.3	29.2	93.8

（注1） 受託児童数は、県に登録された里親が受託した子どもの数であり、
県子ども家庭センター（7所）以外からの里親委託の数を含む。

（注2） 令和8年3月31日付解除人数を含まない。

県内里親・ファミリーホーム登録数及び受託里親・ファミリーホーム数年次推移（第5図）



登録里親の状況（第22表）

単位：世帯

区分		県子ども家庭センター								神戸市	明石市
		中 央	尼 崎	西 宮	川 西	加 東	姫 路	豊 岡	計		
認定及び登録里親数		78	55	81	131	49	138	47	579	191	81
内 訳	養 育 里 親 数	74	54	76	127	44	130	47	552	185	79
	専 門 里 親 数	3	2	5	1	4	3	7	25	5	2
	養子縁組里親数	42	29	48	63	26	63	17	288	100	29
	親 族 里 親 数	4		3	5	5	8		25	6	2
ファミリーホーム事業者		2		1	4	3	6		16	6	1

（注1） 内訳は、複数の種類の里親登録者を含むため、認定及び登録里親数に一致しない。

（注2） 令和8年3月31日付解除人数を含まない。

県こども家庭センター別里子の状況（第23表）

単位：人

区 分		中 央	尼 崎	西 宮	川 西	加 東	姫 路	豊 岡	計	ファミリーホーム
R7.3.31現在の委託児童数		37	30	24	33	13	43	17	197	51
令和7年度新規委託児童数		14	8	9	9	11	15	5	71	17
解 除	養 子 縁 組	2			1			1	4	
	満 年	3	1	3	2		1	1	11	1
	就 職	1	1				1		3	1
	そ の 他	4	8	2	1	6	3	6	30	9
	計	10	10	5	4	6	5	8	48	11
変 更	児童福祉施設入所	1			1		3	1	6	2
	里 親			1			1	1	3	1
	計	1		1	1		4	2	9	3
R8.3.31現在の委託児童数		40	28	27	37	18	49	12	211	54

（注1）委託児童数は、県こども家庭センター（7所）が里親委託した子どもの数に限る。

（注2）令和8年3月31日付解除人数を含まない。

委託児童の年齢区分（第24表）

単位：人

年 齢 区 分	0～5歳	6～12歳	13～15歳	16～17歳	18歳以上	計
児 童 数	33	83	49	29	17	211
構 成 比（％）	15.6	39.4	23.2	13.7	8.1	100.0
ファミリーホーム	2	18	19	12	3	54

（注1）委託児童数は、県こども家庭センター（7所）が里親委託した子どもの数に限る。

（注2）令和8年3月31日付解除人数を含まない。

3 虐待相談の状況

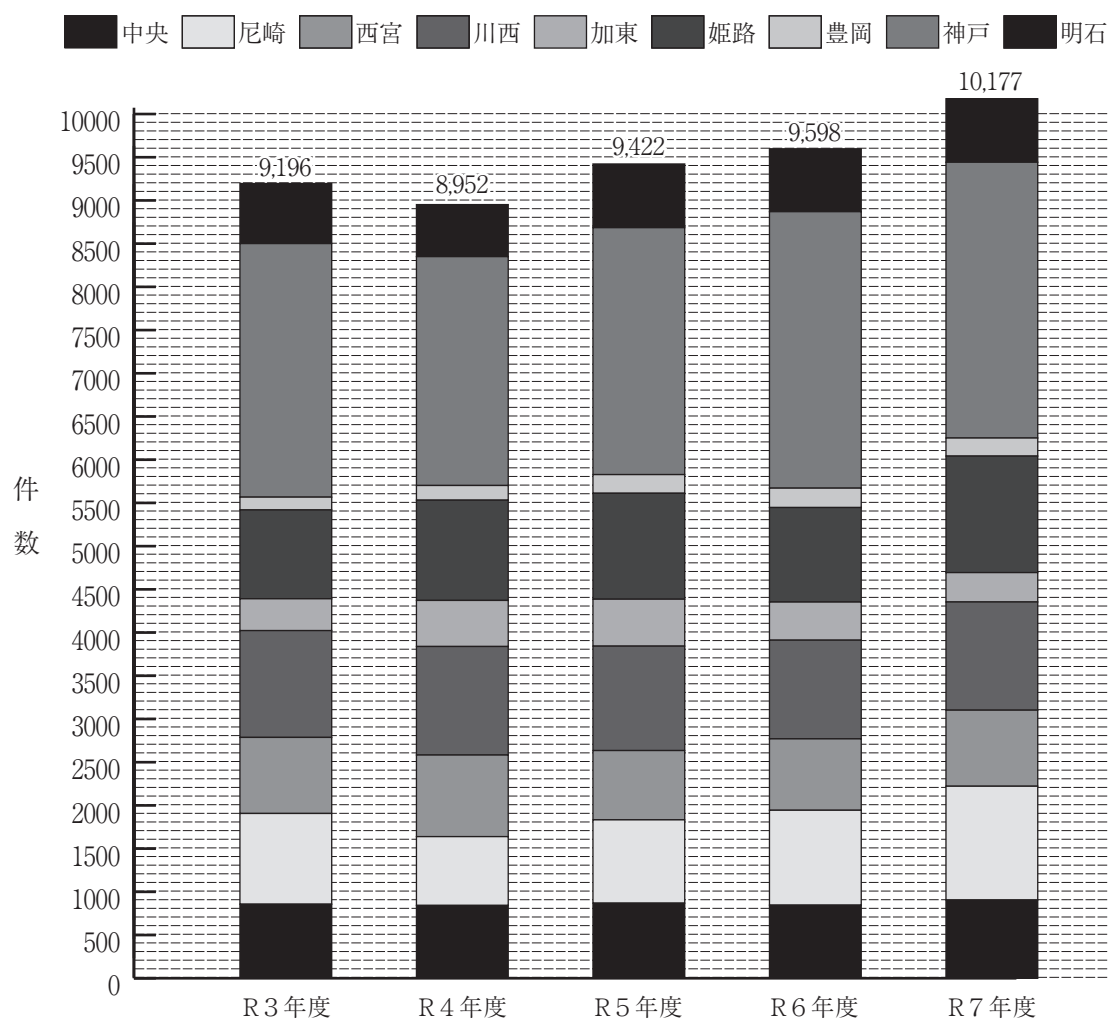
(1) 相談対応件数の推移

令和7年度の県こども家庭センターの虐待相談の対応件数は6,251件で、令和6年度(5,671件)に比べ580件(10.2%)増加しました。

県こども家庭センター別対応年次推移（第25表）（第6図）

単位：件

年度 \ 県こども家庭センター	中 央	尼 崎	西 宮	川 西	加 東	姫 路	豊 岡	計	神戸市	明石市
R 3	857	1,050	880	1,236	368	1,028	148	5,567	2,934	695
R 4	843	796	944	1,256	533	1,160	170	5,702	2,648	602
R 5	869	964	802	1,208	543	1,226	216	5,828	2,857	737
R 6	846	1,098	826	1,142	441	1,094	224	5,671	3,199	728
R 7	906	1,316	880	1,252	340	1,348	209	6,251	3,191	735



(2) 受付・対応の状況

令和7年度に対応した件数は、複数の対応を行った場合を含めると6,310件でした。このうち、施設入所や里親委託をしたのは126件で、対応件数の2.0%となっています。

県こども家庭センター別受付・対応状況（第26表）

単位：件

県こども 家庭センター	対応	前繰り 年越し 度し	年受 度 中付	対 応				次繰り 年越し 度へし	
				児 童 福 祉 施設に入所	里 親 委 託	面 接 指 導	そ の 他		計
	中 央	118	943	27	13	839	47	926	151
	尼 崎	217	1,099	6	1	1,225	92	1,324	
	西 宮	59	878	13	7	801	62	883	57
	川 西	148	1,261	10	4	1,111	148	1,273	151
	加 東	35	336	7	1	319	18	345	30
	姫 路	219	1,396	22	8	1,116	202	1,348	193
	豊 岡	14	209	5	2	195	9	211	14
	計	810	6,122	90	36	5,606	578	6,310	596
	神戸市	321	3,108	60		2,454	677	3,191	238
	明石市	91	742	12	1	663	61	737	100

※ 尼崎は、201件を尼崎市児童相談所に引き継ぎ

（注）件数は、複数の対応を行った場合を含む。

(3) 相談の経路

相談の経路は、警察等が4,268件（68.3％）と最も多く、次いで、近隣・知人が531件（8.5％）、市町こども家庭センター等の児童福祉・母子保健部門が432件（6.9％）、家族が313件（5.0％）と多くなっています。

県こども家庭センター別相談経路（第27表）

単位：件

経路 県こども家庭センター	都道府県		市町		児童福祉施設・支援関係			児童家庭支援センター	認定こども園	警察等	家庭裁判所	保健所及び医療機関		学校等			里親小規模型児童養育事業（F H）	児童委員（通告の仲介を含む）	家族	親戚	近隣・知人	児童本人	その他	計
	児童相談所	都道府県（児童相談所を除く）	こども家庭センター等の	児童福祉母子保健部門	保育所	児童福祉施設	指定発達支援医療機関					保健所	医療機関	幼稚園	学校	教育委員会等								
中央	30	1	107	19	2	16		3		477			8		6		7	2	103	9	74	34	8	906
尼崎	72		40	7		4		4	4	948			20		15	1	1		40	10	124	9	17	1,316
西宮	31		39		1	5				608			16	1	15		1		57	6	85	8	7	880
川西	42	1	124	4		13	1			867			13		8		1		54	3	106	13	2	1,252
加東	24		35			7				213					1		1		20	2	26	8	3	340
姫路	25		70	14		6			2	1,016			15		20		2	1	25	31	102	10	9	1,348
豊岡	10		17	2		1				139			1		4		4		14		14	3		209
計	234	2	432	46	3	52	1	7	6	4,268			73	1	69	1	17	3	313	61	531	85	46	6,251
神戸市	65		81	14	19	35		10		1,763			41	8	222				250	71	477	64	71	3,191
明石市	39	38	38	4	7	3			2	419		1	4	4	75			4	22	5	54	7	9	735

（注）件数は、複数の対応を行った場合を含まない。

(4) 主な虐待者

主な虐待者は、実父が3,099件（49.6%）と最も多く、次いで実母が2,634件（42.1%）と多くなっています。実母と実父を合わせると全体の91.7%を占めています。

県こども家庭センター別虐待者の状況（第28表）

単位：件

虐待者 県こども 家庭センター	実 父	実父以外の 父 親	実 母	実母以外の 母 親	そ の 他	計
中 央	443	58	392	2	11	906
尼 崎	596	66	619	2	33	1,316
西 宮	446	24	370	4	36	880
川 西	644	33	530	5	40	1,252
加 東	191	25	105	1	18	340
姫 路	649	30	567	10	92	1,348
豊 岡	130	19	51	2	7	209
計	3,099	255	2,634	26	237	6,251
神戸市	1,160	122	1,851	12	46	3,191
明石市	329	28	362	1	15	735

（注）件数は、複数の対応を行った場合を含まない。

(5) 被虐待者の年齢・相談種別の状況

虐待を受けた子どもの年齢をみると、0歳から5歳までが2,112件（33.8%）、6歳から12歳までが2,636件（42.2%）と多くなっています。

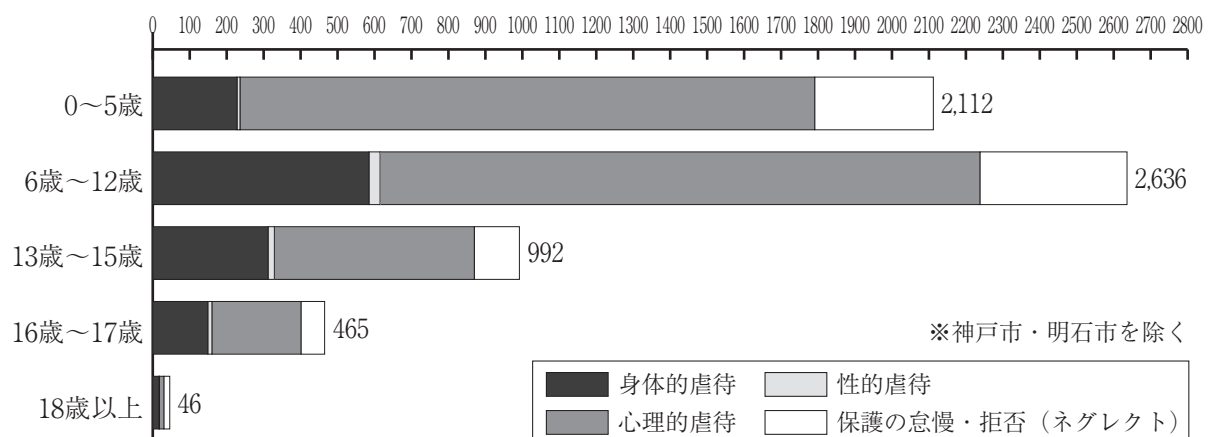
相談種別では、心理的虐待が3,972件（63.5%）と最も多く、次いで身体的虐待が1,291件（20.7%）と多くなっています。

0歳から5歳まででは心理的虐待の割合が73.6%と多くなっています。

心理的虐待には、近隣からの泣き声通報等により調査した結果、身体の傷やネグレクトが認められなかったケースも含まれています。

被虐待者の年齢・相談種別（第7図）

単位：件



県子ども家庭センター別被虐待者の年齢・相談種別（第29表）

単位：件

		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	保護の怠慢拒否(ネグレクト)	計
0～5歳	中央	42		221	34	297
	尼崎	55	1	342	87	485
	西宮	33	1	215	21	270
	川西	43	4	320	53	420
	加東	8		62	21	91
	姫路	40		351	93	484
	豊岡	7	2	44	12	65
	計	228	8	1,555	321	2,112
6～12歳	神戸市	42		390	85	517
	明石市	16		90	18	124
	中央	79	3	200	72	354
	尼崎	93	3	329	108	533
	西宮	95	5	270	36	406
	川西	128	12	327	64	531
	加東	41	1	90	15	147
	姫路	127	4	351	87	569
13～15歳	豊岡	22	2	56	16	96
	計	585	30	1,623	398	2,636
	神戸市	75	5	374	100	554
	明石市	40	3	100	36	179
	中央	52	5	76	32	165
	尼崎	59	2	114	30	205
	西宮	34	1	93	7	135
	川西	78	2	101	24	205
16～17歳	加東	18	4	38	5	65
	姫路	63	3	106	20	192
	豊岡	8		13	4	25
	計	312	17	541	122	992
	神戸市	221	7	648	228	1,104
	明石市	79	5	142	49	275
	中央	31	2	29	16	78
	尼崎	27	2	42	16	87
18歳以上	西宮	22		40	3	65
	川西	24	1	53	10	88
	加東	11	1	15	3	30
	姫路	30	2	53	12	97
	豊岡	4	3	9	4	20
	計	149	11	241	64	465
	神戸市	200	8	290	96	594
	明石市	31	4	52	21	108
計	中央	4		4	4	12
	尼崎	1		3	2	6
	西宮	2		1	1	4
	川西	5		2	1	8
	加東	2			5	7
	姫路	3			3	6
	豊岡		1	2		3
	計	17	1	12	16	46
計	神戸市	131	8	223	60	422
	明石市	19	1	25	4	49
	中央	208	10	530	158	906
	尼崎	235	8	830	243	1,316
	西宮	186	7	619	68	880
	川西	278	19	803	152	1,252
	加東	80	6	205	49	340
	姫路	263	9	861	215	1,348
計	豊岡	41	8	124	36	209
	計	1,291	67	3,972	921	6,251
	神戸市	669	28	1,925	569	3,191
計	明石市	185	13	409	128	735

（注）件数は、複数の対応を行った場合を含まない。

(6) 親権・後見人等関係

県こども家庭センター別親権・後見人等関係（第30表）

単位：件

		法第28条第1項第1号・第2号による措置	法第28条第2項による措置	親権停止 審判の請求	親権喪失 審判の請求	後見人選任 の請求	後見人解任 の請求
請求件数	中 央	7				1	
	尼 崎	2					
	西 宮	2					
	川 西	6					
	加 東	2					
	姫 路						
	豊 岡						
	計	19				1	
取下げ・ 却下件数	中 央	2					
	尼 崎						
	西 宮	4					
	川 西	2					
	加 東						
	姫 路						
	豊 岡						
	計	8					
承認件数	中 央	5				2	
	尼 崎		1				
	西 宮	2	1				
	川 西	3					
	加 東	2					
	姫 路						
	豊 岡						
	計	12	2			2	

（注） 承認は年度を越す場合があるため、請求件数と承認件数は必ずしも一致しない。

4 一時保護の状況

一時保護とは、何らかの事情で緊急に保護が必要となった場合や、援助方針を定める上で行動観察をする必要がある場合、あるいは短期間の生活指導が必要となった場合などに、通常一時保護施設で行われます。兵庫県では、中央こども家庭センター及び川西こども家庭センターに一時保護施設を設置しています。

(川西こども家庭センターの一時保護施設は令和7年4月1日に開設。)

(1) 一時保護施設の入所状況

令和7年度に一時保護施設を利用した子どもは839人で、一日平均すると56.8人となります。

川西こども家庭センター一時保護施設開設に伴い、令和6年度に比べ利用した子どもは336人増加しており、一日平均すると22.0人増加しています。

なお、中央こども家庭センター一時保護施設に限ると、利用した子どもは560人で、一日平均すると33.1人となり、令和6年度に比べ0.7人減少しています。

県こども家庭センター別一時保護施設利用状況（第31表）

区分	入所児童数	うち虐待	延人員	うち虐待	1日平均在所人員	1人平均在所日数
中 央	122	60	3,494	2,092	9.6	28.6
尼 崎	193	52	4,189	1,007	11.5	21.7
西 宮	116	60	3,137	2,121	8.6	27.0
川 西	151	78	4,530	2,922	12.4	30.0
加 東	57	19	2,188	768	6.0	38.4
姫 路	190	80	2,820	1,191	7.7	14.8
豊 岡	10	6	390	267	1.1	39.0
計	839	355	20,748	10,368	56.8	24.7
うち中央に入所	560	240	12,083	6,572	33.1	21.6
うち川西に入所	279	115	8,665	3,796	23.7	31.1
神戸市	500	198	13,864	6,289	38.0	27.7
明石市	79	46	3,090	1,897	8.5	39.1

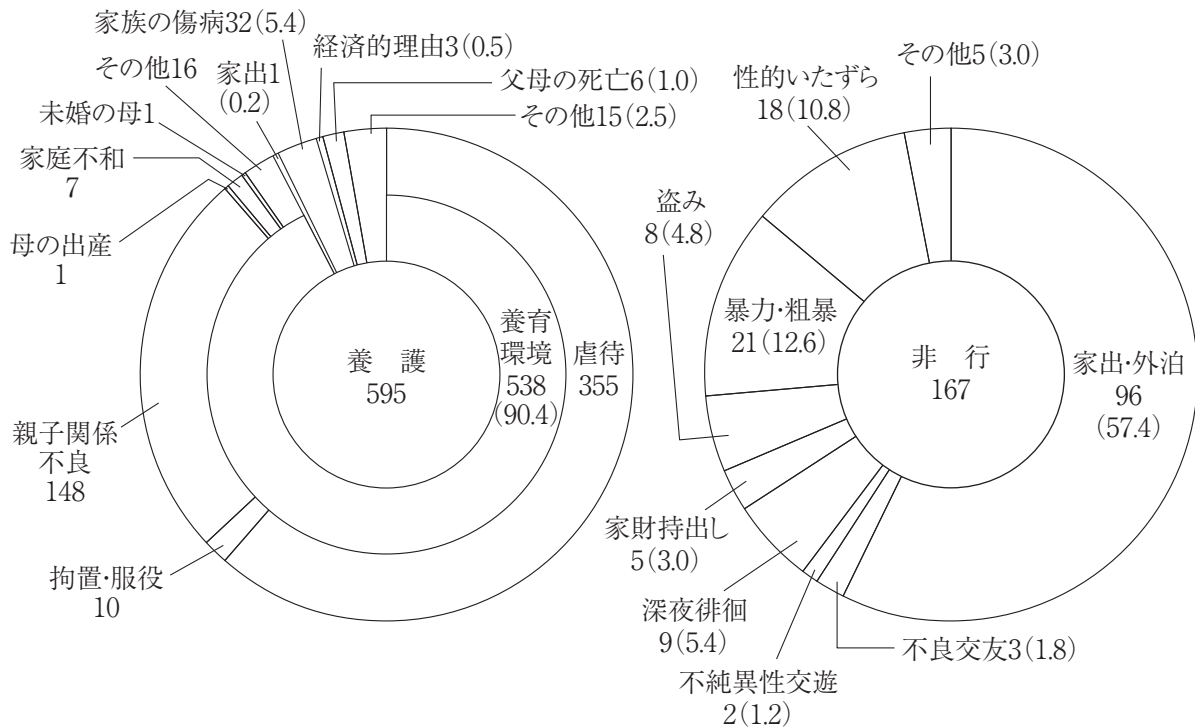
一時保護児童相談種別年次推移（第8図）

単位：人
() 内は%

R3年度	養護 319 (73.7) うち虐待 217 (50.1)	非行 63 (14.5) 育成 51 (11.8)	433
R4年度	養護 308 (72.8) うち虐待 196 (46.3)	非行 52 (12.3) 育成 63 (14.9)	423
R5年度	養護 304 (67.1) うち虐待 158 (34.9)	非行 81 (17.9) 育成 68 (15.0)	453
R6年度	養護 356 (70.8) うち虐待 216 (42.9)	非行 90 (17.9) 育成 57 (11.3)	503
R7年度	養護 595 (70.9) うち虐待 355 (42.3)	非行 167 (19.9) 育成 77 (9.2)	839

養護・非行相談一時保護理由（第9図）

単位：人
() 内は%



(2) 保護目的別・種別の一時保護の状況

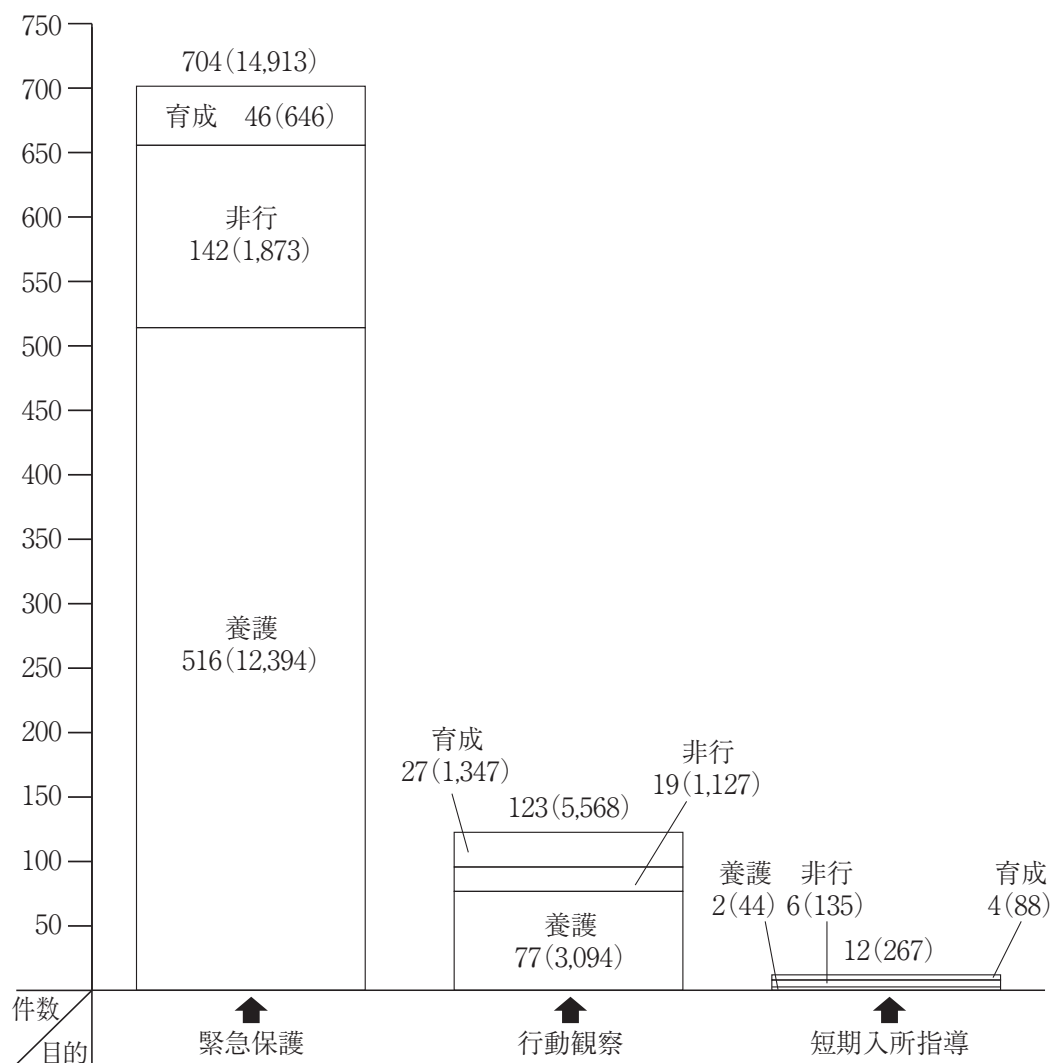
一時保護の目的は、緊急保護、行動観察、短期入所指導の3つがあります。令和7年度は、緊急保護が704件（83.9%）と最も多く、次いで行動観察が123件（14.7%）となっています。

緊急保護は、令和6年度に比べ308件（77.8%）増加しました。

なお、増加の主な要因として、川西こども家庭センター 一時保護施設の開設による定員増があげられます。

保護目的別・種別一時保護状況（第10図）

単位：人
（ ）内は延人数



(3) 一時保護児童の種別・年齢・保護日数・保護解除先の状況

一時保護児童種別・年齢・保護日数・保護解除先状況（第32表）

①中央のみ

単位：人（ ）内は%

区分	保護数	県子ども家庭センター別							年齢			
種別		中央	尼崎	西宮	川西	加東	姫路	豊岡	0 ～ 5歳	6 ～ 11歳	12 ～ 14歳	15歳 以上
養護	391	89	41	78	24	40	111	8	51	155	118	67
非行	110	12	19	14	14	6	44	1		6	64	40
育成	59	15	4	12	4	6	17	1		21	26	12
計	560 (100.0)	116 (20.7)	64 (11.4)	104 (18.6)	42 (7.5)	52 (9.3)	172 (30.7)	10 (1.8)	51 (9.1)	182 (32.5)	208 (37.1)	119 (21.3)

②川西のみ

単位：人（ ）内は%

区分	保護数	県子ども家庭センター別							年齢			
種別		中央	尼崎	西宮	川西	加東	姫路	豊岡	0 ～ 5歳	6 ～ 11歳	12 ～ 14歳	15歳 以上
養護	204	5	96	10	82	4	7		39	57	65	43
非行	57		28	1	17		11			4	39	14
育成	18	1	5	1	10	1			1	5	7	5
計	279 (100.0)	6 (2.2)	129 (46.1)	12 (4.3)	109 (39.1)	5 (1.8)	18 (6.5)	(0.0)	40 (14.3)	66 (23.7)	111 (39.8)	62 (22.2)

③合計

単位：人（ ）内は%

区分	保護数	県子ども家庭センター別							年齢			
種別		中央	尼崎	西宮	川西	加東	姫路	豊岡	0 ～ 5歳	6 ～ 11歳	12 ～ 14歳	15歳 以上
養護	595	94	137	88	106	44	118	8	90	212	183	110
非行	167	12	47	15	31	6	55	1		10	103	54
育成	77	16	9	13	14	7	17	1	1	26	33	17
計	839 (100.0)	122 (14.5)	193 (23.1)	116 (13.8)	151 (18.0)	57 (6.8)	190 (22.6)	10 (1.2)	91 (10.8)	248 (29.6)	319 (38.0)	181 (21.6)

①中央のみ

単位：人（ ）内は%

区分	保護数	保護日数						保護解除先						次年度へ繰り越し	男女別内訳	
種別		7日以内	8 ～ 14日	15 ～ 21日	22 ～ 30日	31 ～ 60日	61日以上	児童養護施設	児童自立支援施設	その他の施設	里親	家庭	その他		男	女
養護	391	205	27	21	26	61	51	19	4	12	10	113	213	20	189	202
非行	110	82	3	1	2	16	6	2	3		1	32	68	4	63	47
育成	59	24	6	4	4	11	10	2	3	6	1	19	25	3	30	29
計	560 (100.0)	311 (55.6)	36 (6.4)	26 (4.6)	32 (5.7)	88 (15.7)	67 (12.0)	23 (4.1)	10 (1.8)	18 (3.2)	12 (2.1)	164 (29.3)	306 (54.7)	27 (4.8)	282 (50.4)	278 (49.6)

②川西のみ

単位：人（ ）内は%

区分	保護数	保護日数						保護解除先						次年度へ繰り越し	男女別内訳	
種別		7日以内	8 ～ 14日	15 ～ 21日	22 ～ 30日	31 ～ 60日	61日以上	児童養護施設	児童自立支援施設	その他の施設	里親	家庭	その他		男	女
養護	204	88	10	12	11	48	35	6		1	3	83	99	12	95	109
非行	57	32	1	3	3	9	9		1	1		24	29	2	29	28
育成	18	5	1	1	4	5	2	1				8	8	1	13	5
計	279 (100.0)	125 (44.8)	12 (4.3)	16 (5.7)	18 (6.5)	62 (22.2)	46 (16.5)	7 (2.5)	1 (0.4)	2 (0.7)	3 (1.1)	115 (41.2)	136 (48.7)	15 (5.4)	137 (49.1)	142 (50.9)

③合計

単位：人（ ）内は%

区分	保護数	保護日数						保護解除先						次年度へ繰り越し	男女別内訳	
種別		7日以内	8 ～ 14日	15 ～ 21日	22 ～ 30日	31 ～ 60日	61日以上	児童養護施設	児童自立支援施設	その他の施設	里親	家庭	その他		男	女
養護	595	293	37	33	37	109	86	25	4	13	13	196	312	32	284	311
非行	167	114	4	4	5	25	15	2	4	1	1	56	97	6	92	75
育成	77	29	7	5	8	16	12	3	3	6	1	27	33	4	43	34
計	839 (100.0)	436 (51.9)	48 (5.7)	42 (5.0)	50 (6.0)	150 (17.9)	113 (13.5)	30 (3.6)	11 (1.3)	20 (2.4)	15 (1.8)	279 (33.3)	442 (52.6)	42 (5.0)	419 (49.9)	420 (50.1)

一時保護児童年齢別保護日数状況（第33表）

単位：人

年齢 \ 保護日数	7日以内	8～14日	15～21日	22～30日	31～60日	61日以上	計
0 ～ 5 歳	26	10	6	9	27	13	91
6 ～ 11 歳	109	12	11	18	54	44	248
12 ～ 14 歳	175	16	14	12	53	49	319
15 歳 以上	136	8	8	6	15	8	181
計	446	46	39	45	149	114	839

(4) 一時保護委託の状況

県子ども家庭センターでの一時保護が困難な場合、適切な機関等に一時保護を委託しています。令和7年度は1,796件の委託を行いました。

委託先は、児童養護施設が549件（30.6％）と最も多く、次いで警察が439件（24.4％）、里親が313件（17.4％）と多くなっています。

県子ども家庭センター別一時保護委託状況（第34表）

単位：人

委託先 \ 県子ども家庭センター	警 察	乳児院	児童養護施設	里 親	その他	計	うち虐待
中 央	52 (57)	13 (608)	100 (3,162)	51 (1,086)	50 (1,776)	266 (6,689)	154 (4,895)
尼 崎	150 (176)	29 (1,222)	130 (2,097)	51 (917)	92 (1,251)	452 (5,663)	140 (1,667)
西 宮	47 (55)	7 (235)	52 (2,077)	19 (744)	23 (1,148)	148 (4,259)	61 (3,193)
川 西	56 (64)	27 (930)	84 (3,316)	65 (1,279)	46 (1,027)	278 (6,616)	126 (4,081)
加 東	17 (20)	7 (935)	29 (220)	22 (276)	17 (278)	92 (1,729)	20 (498)
姫 路	110 (129)	20 (909)	138 (3,015)	81 (1,436)	147 (3,264)	496 (8,753)	223 (3,959)
豊 岡	7 (8)	14 (512)	16 (366)	24 (499)	3 (8)	64 (1,393)	37 (1,170)
計	439 (509)	117 (5,351)	549 (14,253)	313 (6,237)	378 (8,752)	1,796 (35,102)	761 (19,463)
神 戸 市	241 (258)	88 (3,144)	152 (3,122)	28 (229)	65 (869)	574 (7,622)	140 (2,397)
明 石 市	31 (31)	3 (199)	12 (285)	18 (197)	12 (275)	76 (987)	33 (398)

（注1）6年度からの継続分を含む。

（注2）（ ）内は委託延日数である。

一時保護委託年次推移（第35表）

単位：人

年度 \ 委託先	警 察	乳児院	児童養護施設	里 親	その他	計
R 3	239	96	489	235	210	1,269
R 4	270	126	429	274	281	1,380
R 5	341	161	585	341	315	1,743
R 6	334	148	537	364	396	1,779
R 7	439	117	549	313	378	1,796

一時保護状請求件数（第36表）

単位：件

区分	中央	尼崎	西宮	川西	加東	姫路	豊岡	計
件数	17	17	20	28	12	26	6	126

（注）「一時保護時の司法審査」制度が令和7年6月1日施行のため、令和7年6月1日～令和8年3月31日の実績

5 児童虐待防止24時間ホットラインの受付・対応の状況

夜間、休日における児童虐待など緊急の相談に対応するため、電話相談業務を事業者に委託し、電話相談に応じています。

また、一時保護が必要な事案や緊急の事案に対応するため、2名の当番職員を配置しています。

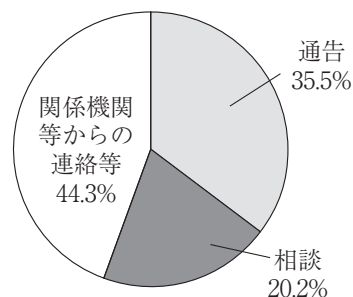
(1) 受付の内容

令和7年度の受付件数は、通告が1,130件（35.5%）、相談が643件（20.2%）となっています。

受付内容（第37表）（第11図） 単位：件
（ ）内は%

通	告	1,130（35.5%）
相	談	643（20.2%）
関係機関等からの連絡等		1,414（44.3%）
合	計	3,187（100.0%）

（注）「関係機関等からの連絡等」は、通告・相談以外の事務連絡等である。



(2) 通告内容別の受付・対応の状況

通告の内容は、虐待が811件と最も多くなっています。次いで虐待以外の養護が156件、非行が118件と多くなっています。

また、通告の対応では、緊急対応が606件（53.6%）、後日連絡が524件（46.4%）となっています。通告を受けて一時保護又は一時保護委託を行ったものは367件（32.5%）でした。

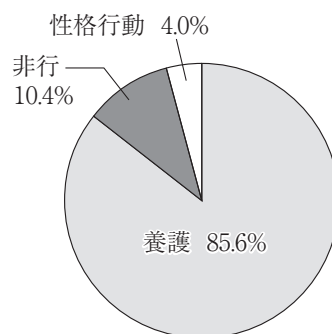
通告内容別受付・対応状況（第38表）（第12図）

単位：件

区 分	経 路				ホットラインでの対応			県こども家庭センターでの対応			
	警察等	近隣・知人	その他	合計	緊急対応	後日連絡	合計	一時保護	一時保護委託	その他	合計
養 護	(202) 340	(340) 342	(269) 285	(811) 967	(292) 443	(519) 524	(811) 967	(98) 156	(52) 91	(661) 720	(811) 967
性格行動	44		1	45	45		45	28	8	9	45
非 行	114		4	118	118		118	59	25	34	118
合 計	(202) 498	(340) 342	(269) 290	(811) 1,130	(292) 606	(519) 524	(811) 1,130	(98) 243	(52) 124	(661) 763	(811) 1,130

（注1）（ ）内は虐待相談件数の内書き

（注2）県こども家庭センターでの対応は、ホットラインから連絡後48時間以内程度の初期対応分である。



(3) 相談内容別の受付・対応の状況

相談の内容は、養護が265件（41.2％）と最も多く、次いで性格行動が249件（38.7％）、しつけが53件（8.2％）と多くなっています。

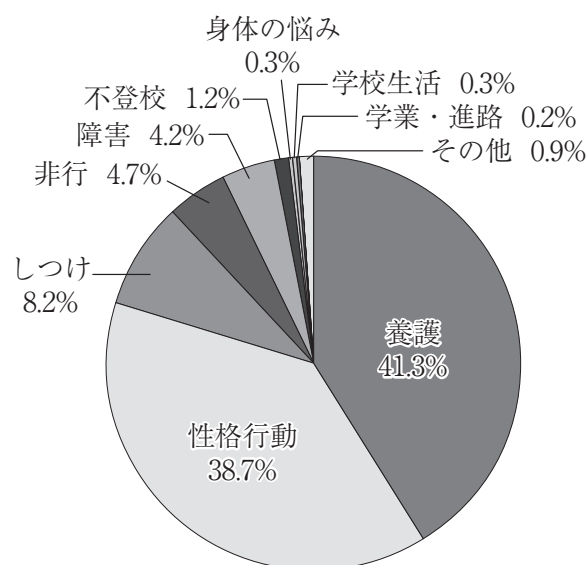
相談内容別受付・対応状況（第39表）（第13図）

単位：件

区 分	経 路						ホットラインでの対応				県こども家庭センターでの対応 (ホットラインで助言としたものを除く)			
	父	母	その他の 家族・親戚	児童本人	その他	合計	緊急対応	後日連絡	助言	合計	一時保護	一時保護委託	その他	合計
養 護	(7) 32	(39) 131	(3) 9	(23) 62	(7) 31	(79) 265	(14) 72	(13) 19	(52) 174	(79) 265	(2) 11	(2) 8	(23) 72	(27) 91
し つ け	2	49	1		1	53	1	4	48	53			5	5
性 格 行 動	35	192	10	4	8	249	23	9	217	249	1	1	30	32
身体の悩み		1		1		2			2	2				
障 害	4	21	2			27	1	2	24	27			3	3
非 行	3	16	1	2	8	30	10	2	18	30	4		8	12
不 登 校	2	6				8		1	7	8			1	1
学業・進路		1				1			1	1				
学 校 生 活	1	1				2			2	2				
そ の 他	1	2			3	6	2		4	6			2	2
合 計	(7) 80	(39) 420	(3) 23	(23) 69	(7) 51	(79) 643	(14) 109	(13) 37	(52) 497	(79) 643	(2) 16	(2) 9	(23) 121	(27) 146

（注１）（ ）内は虐待相談の内書き

（注２） 県こども家庭センターでの対応は、ホットラインから連絡後、48時間以内程度で初期対応をした件数である。



(4) 関係機関等からの連絡等

関係機関等からの連絡は1,260件あり、その他の間違い電話やいたずら電話などが154件ありました。

関係機関等からの連絡等（第40表） 単位：人
() 内は%

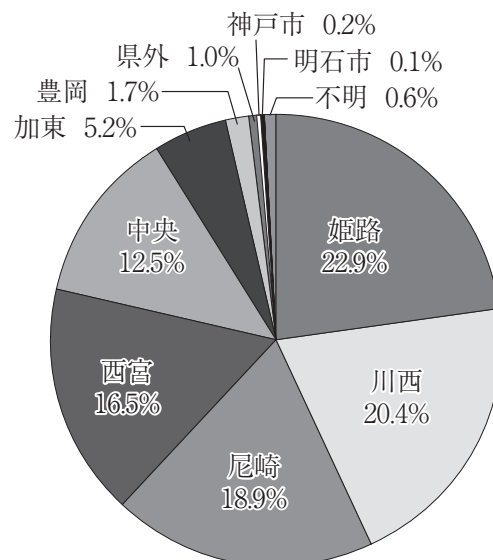
関係機関等からの連絡	1,260 (89.1%)
そ の 他	154 (10.9%)
合 計	1,414 (100.0%)

(5) 内容別・県子ども家庭センター等別の受付状況

内容別・県子ども家庭センター等別受付状況（第41表）（第14図）

単位：件

区 分	中 央	尼 崎	西 宮	川 西	加 東	姫 路	豊 岡	神戸市	明石市	県 外	不 明	合 計
通 告	146	241	161	224	56	264	16	3	1	16	2	1,130
相 談	76	94	131	138	37	141	14	1		2	9	643
合 計	222	335	292	362	93	405	30	4	1	18	11	1,773

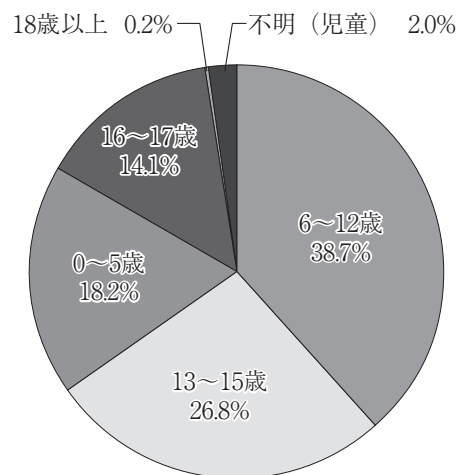


(6) 内容別・年齢別の受付状況

内容別・年齢別受付状況（第42表）（第15図）

単位：件

区 分	0～5歳	6～12歳	13～15歳	16～17歳	18歳以上	不明(児童)	合 計
通 告	221	433	278	171	1	26	1,130
相 談	102	252	198	79	3	9	643
合 計	323	685	476	250	4	35	1,773



令和8年度事業の概要

1 児童虐待防止対策推進事業

複雑化、深刻化する児童虐待問題に対して、県こども家庭センター（児童相談所）の機能強化を図るとともに、児童福祉に携わる関係機関・団体等が、共通の認識をもち、連携を密にして児童虐待への適切な対応とその防止に向けた取り組みを効果的に進めます。

(1) 児童虐待防止24時間ホットライン設置事業

休日や夜間を含めた児童虐待の相談体制の整備拡充を図るため、休日・夜間における児童虐待相談に応じる電話相談業務を事業者に委託するとともに、2名の当番職員を配置し、必要に応じて県こども家庭センター（児童相談所）と連携し緊急一時保護等を行います。

相談時間・体制

区 分	時 間 帯	相談対応者
土 日 祝	8：45～17：45	受託事業者の従事者
夜 間	17：45～8：45	受託事業者の従事者
平日(昼間)	上記以外	県こども家庭センター(児童相談所)の児童虐待対応専門チーム

(2) 県こども家庭センター（児童相談所）による市町児童相談への技術的支援事業

市町での児童家庭相談が円滑に実施されるよう、県こども家庭センター（児童相談所）が、市町に対し技術的支援を行います。

(3) 児童虐待防止に向けた地域連携強化事業

市町の要保護児童対策地域協議会を支援するとともに、児童虐待の早期発見体制の強化を図るため、児童虐待防止キャンペーン（オレンジリボンキャンペーン）を実施します。

(4) 児童虐待等対応専門アドバイザーによる支援

児童虐待等対応専門アドバイザーを県こども家庭センター（児童相談所）に配置し、児童虐待等の困難ケースに関して、①司法的介入の実施、②保護者及び子どもへの援助方針の助言・指導、③虐待を行った保護者等への助言・指導を通じて家族の再統合や養育機能の再生を図るとともに、④市町を含む職員等の専門的資質向上のための研修会等を行います。

(5) 虐待をした親等への家族再統合支援事業

子どもの家庭復帰を図るため、子どもの安全確保を最優先としつつ、「家族」への支援という視点に立ち、虐待を理由に親子分離し施設入所した子どもとその家族に対し、新・家族再統合支援プログラム等を実施して、再統合に向けた専門的援助を行います。

ア 「家族支援のガイドライン」を利用した家族再統合支援

「家族支援のガイドライン」に基づき、施設に入所している親子の中から家庭復帰の対象としてアプローチするケースを選定し、各種支援ツールを活用するなどして、家族再統合を支援します。

イ 家庭復帰等評価委員会の設置

県こども家庭センター（児童相談所）に、弁護士・医師等が第三者委員となる家庭復帰等評価委員会を設置し、虐待を理由に施設入所又は一時保護した子どもを家庭復帰させる場合などについて、適否に関する協議を行います。

令和7年度実施回数

	中央	尼崎	西宮	川西	加東	姫路	豊岡	計
開催回数	18	34	24	34	9	39	9	167

(6) 児童相談業務のICT化について

児童相談支援システムの更新等により新たな機能を追加し、業務を効率化し、子ども・保護者と向き合う時間を確保して相談援助業務の質を高め、児童虐待防止対策の推進を図ります。

2 地域における子どもの健全育成推進事業

家庭における子どもの養育機能の低下に伴い、児童問題が複雑・多様化している状況にあるため、県こども家庭センター（児童相談所）がその専門性を活かし、地域においてきめ細かな健全育成活動を進めていきます。

(1) 地域児童健全育成推進事業

要保護児童等の健全育成の推進と福祉の向上を図るため、県こども家庭センター（児童相談所）において、地域の実情に応じた健全育成事業を実施します。

(2) 県こども家庭センター（児童相談所）による啓発

児童問題への理解を深めるため、公開講座の開催、啓発のための啓発紙（ホームページ等を含む）を作成、配布して、広く県民に児童福祉に関する情報を発信します。

(3) 精神科医師等の配置事業

中学生や高校生年代の様々な心の問題を抱えた子どもに対応するため、中央こども家庭センターに医療参事を配置するなど各県こども家庭センターに精神科医師を配置し、子どもやその保護者に対する相談支援機能を充実強化します。

3 職員研修等関連事業

(1) 県こども家庭センター（児童相談所）職員研修充実強化事業

複雑化・困難化する児童相談に適切に対応するため、児童福祉司任用に係る研修（平成29年4月から義務化）のほか、職種、業務に応じた系統的、体系的な研修を実施します。

(2) 主任児童委員等連携事業

地域においてきめ細かな児童虐待防止等に関する活動を行うため、地域で活動する主任児童委員等に対し、児童虐待等に関する専門研修を行います。

(3) 市町の児童相談体制の強化に向けた支援

児童相談の第一義的な窓口である市町の相談担当職員の専門性の向上を図るため、要保護児童対策調整機関に設置される専門職を対象にした研修（平成29年4月から義務化）のほか、専門研修、児童福祉司任用資格取得講習等を開催します。

4 児童虐待防止に向けた児童相談体制強化事業

(1) 警察との連携強化事業

警察・裁判所等との連携を強化し、援助業務の円滑化を図るため、県こども家庭センター（児童相談所）に少年事件の経験を有する現職警察官及び警察官OB（安全確認指導員）を配置します。また、「児童虐待事案に係る兵庫県及び兵庫県警察の連携に関する協定」に基づき重大事案の早期発見、早期対応を的確に実施するため、児童虐待情報を各警察署とリアルタイムで全件共有する専用共有システムの運用を通じて、重大事案の発生防止に向けた取組を強化します。

(2) 相談機能強化事業

県こども家庭センター（児童相談所）におけるチェック機能を充実させ、子どもの安全確保を徹底するため児童福祉対策推進員を配置し、特に児童虐待におけるリスクアセスメントを行うとともに、市町等関係機関との調整を行います。

(3) 被虐待児を支援する関係機関連携事業

被虐待児の家庭復帰にあたって、児童養護施設等に入所中の子どもや保護者の生活状況の調査等、きめ細かなフォローを行うため、県こども家庭センター（児童相談所）に児童福祉対策推進員を配置し、子どもが入所する施設や保護者が生活する地域の関係機関と連携して、援助業務の充実を図ります。

(4) 児童虐待防止医療ネットワークの推進

中核的医療機関を中心とした児童虐待対応のネットワークづくりを通じて、児童虐待防止体制を強化します。

(5) SNS相談事業

児童問題の未然防止や早期発見のため、全国どの地域においても、子どもや家庭からSNS相談ができるよう、国が開発した相談システムを活用し、子どもやその保護者がSNS上で相談できる体制を充実強化します。

(6) 意見表明支援事業

こどもの権利擁護のため、一時保護又は入所措置等の子どもから、第三者への意見表明（聴取）の申出があれば、兵庫県弁護士会に「意見表明支援員」の派遣を依頼します。

(7) こどもの権利擁護環境整備事業

意見表明支援事業で疑義が生じた問題について、兵庫県社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童相談部会へ諮問し、結果を関係機関へ意見具申します。

5 里親・ファミリーホーム制度普及啓発研修事業

里親・ファミリーホーム制度を広く県民に普及周知し、制度の理解を深めるとともに、新たな養育里親の開拓につなげられるよう、各市町単位において普及啓発・研修事業等を実施します。

(1) 広報啓発事業

県民の里親制度への理解を深めるため、当事者の体験談を盛り込んだ啓発動画「もうひとつの親子」の活用のほか、チラシの配布、広報誌への掲載、里親相談会の開催など、一層の普及啓発を図ります。

(2) 里親との交流会事業

週末里親、季節里親、ボランティア、施設等と里親やファミリーホームとの交流会を実施します。

(3) 地区里親研修会事業

里親相互の交流と養育実態の自己点検を行い、養育力の向上を図るとともに、里親の養育を支援する機関が集まり、個別の里親への支援方策を検討します。

(4) 委託前養育等支援事業

養親候補者に子どもを新たに委託する場合、委託前に行う面会や外出、外泊等のマッチングで生じる生活費等の経済的負担を軽減するための費用や里親を対象とした研修へ参加する際の交通費の一部を支援します。

6 その他

(1) 療育相談指導事業

障害児とその保護者及び地域の療育機関に対し、相談、指導を行い、家庭と地域における療育を支援します。

(2) 児童相談部会設置運営事業

子ども及び保護者の意向に反する措置や援助困難なケースについて専門性、客観性と子どもの最善の利益を確保するため、兵庫県社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童相談部会からの意見を求めます。令和7年度は9回開催し、計30件の諮問を行っています。

(3) 県こども家庭センター（児童相談所）、地区民生委員・児童委員協議会会長等連絡会

各県こども家庭センター（児童相談所）職員と地区民生委員・児童委員協議会会長で構成する連絡会を開催し、子どもをめぐる地域の実情、諸問題について、定期又は随時に意見交換・情報交換を行います。

(4) 県こども家庭センター（児童相談所）と児童養護施設との緊密な協議と連携の強化

相談援助活動の充実を図るため、入所児童について県こども家庭センター（児童相談所）と児童養護施設が合同のケース検討会や職員研修会を開催し、情報及び処遇方針の共有化を進めます。

児童福祉法に基づく施設一覧

(1) 児童養護施設 施設数 40（公立1、民間立39） 定員 1,321名

（乳児を除く、保護者のいない子ども、虐待されている子ども、その他環境上養護を必要とする子どもを入所させて養護し、併せてその自立を支援する施設）

地域別	施設名	設置主体	定員	認可 設置	年月日	郵便番号	所在地	電話番号 F A X
阪神南	三光塾	社会福祉法人三光事業団	30	昭27.	5.20	663-8125	西宮市小松西町2丁目6-30	(0798)41-4421 (0798)40-2879
	善照学園	社会福祉法人善照学園	65	昭34.11.	1	651-1423	西宮市山口町船坂2128-1	(078)904-3773 (078)903-2171
	善照虹のかけ橋	社会福祉法人善照学園	6	平25.	4.1	651-1423	西宮市山口町船坂710-1	(078)219-7247 (078)219-7247
	善照夢のかけ橋	社会福祉法人善照学園	6	平27.	1.1	651-1423	西宮市山口町船坂721-6	(078)277-2672 (078)277-2672
阪神北	御殿山ひかりの家	社会福祉法人三光事業団	6	平14.11.	1	665-0841	宝塚市御殿山2-1-67	(0797)85-4452 (0797)85-4453
	いながわ子供の家	社会福祉法人神戸婦人同協会	30	平26.	4.1	666-0243	川辺郡猪名川町柏梨田 字イハノ谷10-9	(072)744-1880 (072)744-1980
東播磨	播磨同仁学院	社会福祉法人播磨同仁学院	45	昭28.	8.26	675-0112	加古川市平岡町山之上518	(079)424-3278 (079)424-0612
	立正学園	社会福祉法人立正学園	36	昭31.10.18		675-1202	加古川市八幡町野村617-4	(079)438-0132 (079)438-8553
	アメニティホーム ルビナス高砂	社会福祉法人あ い む	30	令元.	6.1	676-0827	高砂市阿弥陀町阿弥陀 1163-1	(079)449-2112 (079)449-2123
北播磨	さつき子どもホーム	社会福祉法人立正学園	6	平24.	4.1	673-0441	三木市別所町朝日ヶ丘35-2	(079)482-5015 (079)482-5015
中播磨	アメニティホーム 広畑学園	社会福祉法人あ い む	36	昭24.11.	1	671-1102	姫路市広畑区蒲田370-1	(079)236-1630 (079)237-8301
	児童ホーム 東光園	社会福祉法人心 地	40	昭26.12.	5	670-0873	姫路市八代東光寺町8-1	(079)222-5028 (079)222-5027
	パルココミュニティハウス 信和学園	社会福祉法人信和学園	36	昭30.	8.24	670-0883	姫路市城北新町1丁目7-31	(079)222-6308 (079)222-6320
	二葉園	社会福祉法人夢前福祉会	60	昭26.	2.1	671-2134	姫路市夢前町菅生潤673-1	(079)335-0012 (079)335-0674
西播磨	泉心学園	社会福祉法人泉心学園	32	昭24.11.	1	678-1203	赤穂郡上郡町尾長谷536	(0791)52-0168 (0791)52-5565
	アメニティホーム 光都学園	社会福祉法人あ い む	30	平19.	8.1	679-5165	たつの市新宮町光都1-6-1	(0791)58-1101 (0791)58-1108
	さくらこども学園	社会福祉法人桜谷福祉会	42	平22.	4.1	678-0255	赤穂市新田1444	(0791)46-0332 (0791)43-0858
但馬	若草寮	社会福祉法人南但愛育会	30	昭31.	1.10	669-5112	朝来市山東町大内547-1	(079)676-2123 (079)676-2898
丹波	睦の家	社会福祉法人南但愛育会	30	平25.	4.1	669-3826	丹波市青垣町文室204-2	(0795)87-5815 (0795)87-5818
淡路	淡路学園	社会福祉法人育世会	35	昭28.	9.9	656-0122	南あわじ市広田広田637	(0799)45-0412 (0799)45-2015
	すみれホーム	社会福祉法人育世会	5	令5.	4.1	656-0131	南あわじ市広田中筋399-11	(0799)45-0412 (0799)45-2015
	聖智学園	社会福祉法人聖智の杜	30	昭30.	8.24	656-2131	淡路市志筑1541-1	(0799)62-4491 (0799)62-4565
	グループホームまほろば	社会福祉法人聖智の杜	6	平25.	1.1	656-2131	淡路市志筑3042-1	(0799)64-7535 (0799)62-7535
	グループホームあすなろ	社会福祉法人聖智の杜	6	平27.	1.1	656-2131	淡路市志筑1115-3	(0799)64-7351 (0799)62-4565
神戸市所管	信愛学園	社会福祉法人信愛学園	45	昭23.	2.28	658-0047	神戸市東灘区御影3丁目28-1	(078)851-6128 (078)851-6670
	神愛子供ホーム	社会福祉法人神愛子供ホーム	30	昭25.	7.18	658-0063	神戸市東灘区住吉山手 4丁目7-35	(078)811-8698 (078)811-8697
	双葉学園	社会福祉法人神戸協和会	30	昭23.	1.1	657-0011	神戸市灘区鶴甲1丁目5-1	(078)841-2792 (078)851-6762
	同朋学園	社会福祉法人同朋福祉会	42	昭25.	6.5	657-0068	神戸市灘区篠原北町4丁目8-1	(078)801-6301 (078)801-0566
	愛神愛隣舎	社会福祉法人愛神愛隣舎	40	昭23.	7.1	657-0834	神戸市灘区泉通4丁目4-5	(078)861-2462 (078)861-9588
	神戸真生塾	社会福祉法人神戸真生塾	65	昭23.	2.28	650-0004	神戸市中央区中山手通 7丁目25-38	(078)341-5897 (078)341-8239
	夢野こどもホーム	社会福祉法人神戸光有会	40	昭23.	7.1	652-0063	神戸市兵庫区夢野町4丁目3-13	(078)511-3445 (078)511-5156
	愛信学園	社会福祉法人共生会	51	昭36.	5.1	652-0016	神戸市兵庫区馬場町7-14	(078)341-8934 (078)341-8936
	神戸実業学院	社会福祉法人基督教日本救霊隊神戸実業学院	40	昭23.	7.1	652-0002	神戸市兵庫区平野町天王谷 奥東服山270	(078)521-5478 (078)521-0255
	天王谷学園	社会福祉法人天王谷学園	45	昭23.	7.1	651-1621	神戸市北区淡河町神影115	(078)958-0302 (078)958-0346
	グイン・ホーム	社会福祉法人白百合学園	30	昭42.	9.30	651-1144	神戸市北区大脇台12-1	(078)593-6667 (078)593-0023
	長田こどもホーム	社会福祉法人明星寮	35	昭24.	8.2	653-0803	神戸市長田区前原町 1丁目21-18	(078)691-7210 (078)691-6033
	神戸少年の町	社会福祉法人神戸少年の町	45	昭23.	7.1	655-0872	神戸市垂水区塩屋町梅木谷720	(078)751-2222 (078)751-3230
尼崎市所管	尼崎市尼崎学園	尼崎市	45	昭25.	4.1	651-1502	神戸市北区道場町塩田3083	(078)985-2133 (078)985-1336

地域別	施設名	設置主体	定員	認可 設置	年月日	郵便番号	所在地	電話番号 F A X
尼崎市 所管	子 供 の 家	社会福祉法人 神戸婦人同 情 会	30	昭23. 7. 1	661-0974	尼崎市若王寺3丁目16-3	(06)6491-8953 (06)6498-3444	
明石市 所管	カ ー サ 汐 彩	社会福祉法人 立 正 学 園	30	平29. 4. 1	673-0046	明石市藤が丘2丁目36-1	(078)939-2696 (078)939-2690	

(2) 乳児院 施設数 9 (民間立 9) 定員 179名

(保護者のいない乳児、虐待されている乳児等を入所させ養育する施設)

地域別	施設名	設置主体	定員	認可年 月日	郵便番号	所在地	電話番号 F A X
阪神 北	伊 丹 乳 児 院	社会福祉法人 有 岡 協 会	28	昭28. 1.23	664-0007	伊丹市北野3丁目48番地の2	(072)781-1744 (072)781-1866
中播 磨	ピ ュ ー パ ホ ー ル	社会福祉法人 姫 路 乳 児 院	24	昭31. 6.15	670-0873	姫路市八代東光寺町13-11	(079)282-2692 (079)282-3029
	乳 児 ホ ー ム る り	社会福祉法人 心 地	15	昭43.11. 1	670-0873	姫路市八代東光寺町8-1	(079)222-5027 (079)222-5027
但馬	く れ よ ん	社会福祉法人 南 但 愛 育 会	9	平28. 4. 1	669-5112	朝来市山東町大内505-1	(079)676-2223 (079)676-2929
淡路	聖 和 の 杜	社会福祉法人 聖 智 の 杜	9	令 3. 4. 1	656-2131	淡路市志筑1489-3	(0799)73-6161 (0799)62-4800
神戸市 所管	御 影 乳 児 院	社会福祉法人 信 愛 学 園	20	昭24. 5.10	658-0047	神戸市東灘区御影3丁目28-1	(078)851-6128 (078)851-6670
	真 生 乳 児 院	社会福祉法人 神 戸 真 生 塾	30	昭24.12. 1	650-0004	神戸市中央区中山手通 7丁目25-38	(078)341-5897 (078)341-8239
	神 戸 少 年 の 町 乳 児 院	社会福祉法人 神 戸 少 年 の 町	20	昭42. 9. 1	655-0872	神戸市垂水区塩屋町梅木谷720	(078)751-2224 (078)751-3230
明石市 所管	明 石 乳 児 院	社会福祉法人 ひ と ま る 会	24	昭40.11. 1	674-0051	明石市大久保町大窪2752-1	(078)936-1419 (078)937-1920

(3) 児童心理治療施設 施設数 2 (公立 1、民間立 1) 定員 100名 (入所 80名、通所 20名)

(環境上の理由により社会生活の適応が困難となった子どもを短期間入所させ、又は保護者のもとから通わせて心理治療及び生活指導・学校教育を行う施設)

地域別	施 設 名	設 置 主 体	定員	認可 設置	年月日	郵便番号	所 在 地	電 話 番 号 F A X
東 播 磨	清 水 が 丘 学 園	兵 庫 県	入所50 通所20		昭50. 5. 1	674-0074	明石市魚住町清水2744	(078)943-0501 (078)943-6598
神戸市 所管	し ら ゆ り ホ ー ム	社会福祉法人 白 百 合 学 園	入所30		平27. 4. 1	651-1144	神戸市北区大脇台12-1	(078)593-6637 (078)593-6632

(4) 児童自立支援施設 施設数 2 (公立 2) 定員 260名

(不良行為をなし、又はなすおそれのある子ども及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する子どもを入所させ、又は保護者のもとから通わせて、個々の子どもに状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援する施設)

地域別	施設名	設置主体	定員	設置年月日	郵便番号	所在地	電話番号 F A X
東播 磨	明 石 学 園	兵 庫 県	130	昭23. 1. 1	674-0074	明石市魚住町清水2744	(078)942-1572 (078)941-1264
神戸市 所管	若 葉 学 園	神 戸 市	130	昭33. 8. 1	655-0001	神戸市垂水区多聞町 小東山868番地の49	(078)792-1133 (078)795-4300

(5) 自立援助ホーム 施設数 11 (公立 1、民間立 10) 定員 79名

(義務教育を終了した20歳未満の子どもであって、児童養護施設等を退所した者又はその他の都道府県知事が必要と認めた者に対し、これらの者が共同生活をしながら、相談その他の日常生活上の援助、生活指導、就業の支援等を行う施設)

地域別	施設名	設置主体	定員	設置年月日	郵便番号	所在地	電話番号 F A X
阪神 南	カ リ ス ・ ホ ー ム	特定非営利活動法人 ホザナ・ハウス	9	平29. 4. 1	659-0096	芦屋市山手町15-8	(0797)21-3250 (0797)34-0589
	カ リ ス ・ ボ ー イ ズ	特定非営利活動法人 ホザナ・ハウス	9	令元. 7. 1	659-0096	芦屋市山手町15-8	(0797)22-8801 (0797)34-0589
阪神 北	き せ き	特定非営利活動法人 あ し た て ん き	6	令 7. 2. 1	669-1321	三田市けやき台4丁目22-4	(079)565-4032
	リ ブ ネ ス ト 中 山 台	一 般 社 団 法 人 g r o w u p	6	令 7. 5. 1	665-0876	宝塚市中山台1丁目12-15	(0797)91-6242
東播 磨	M I R A I					休止中	
北播 磨	ゆ ず の 木	特定非営利活動法人 つばめのお家	6	令 8. 4. 1	673-0701	三木市細川町瑞穂2136	(0794)87-1111 (0794)87-1122
中播 磨	ハ ロ ー ス マ イ ル 夢 前	一 般 社 団 法 人 友 輝	6	令 7. 4. 1	671-2134	姫路市夢前町菅生澗74-33	(079)255-5797
神戸市 所管	子 供 の 家	神 戸 市	16	平24. 3. 1	655-0006	神戸市垂水区本多聞7-2-3	(078)783-7137 (078)783-7138

地域別	施設名	設置主体	定員	設置年月日	郵便番号	所在地	電話番号 F A X
尼崎市 所管	若 葉	一般社団法人 若 葉	6	令 4. 1. 20	661-0975	尼崎市下坂部1丁目20-10	(06)6409-4315 (06)6409-4316
明石市 所管	フ レ ス タ 明 石	社会福祉法人 育 成 会	9	令 5. 4. 1	674-0057	明石市大久保高丘1丁目6-8	(078)223-3247 (078)936-8651
	O u c h i	社会福祉法人 育 成 会	6	令 8. 4. 1	非公開		(078)223-3247 (078)936-8651

(6) 児童家庭支援センター 施設数 11 (民間立 11)

(地域の子どもの福祉に関する各般の問題につき、子ども、母子家庭その他の家庭、地域住民その他からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、保護を要する子どもまたはその保護者に対する指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整等を総合的に行い、地域の子ども、家庭の福祉の向上を図ることを目的とする施設)

地域別	施設名	設置主体	認可年月日	郵便番号	所在地	電話番号 F A X
阪神 南	子そだてサポートのぞみ	社会福祉法人 三 光 事 業 団	令 8. 4. 1	663-8125	西宮市小松西町2-6-29	(0798)41-4435 (0798)39-8420
阪神 北	子そだてサポートひかり	社会福祉法人 三 光 事 業 団	平23. 4. 1	665-0841	宝塚市御殿山2-1-67	(0797)81-2775 (0797)81-2775
東播磨 中播磨	虹 の 丘	社会福祉法人 立 正 学 園	平21. 6. 1	675-1202	加古川市八幡町野村617-4	(079)438-2725 (079)438-2726
	す み れ	社会福祉法人 あ い む	平14. 4. 1	671-1102	姫路市広畑区蒲田370-1	(079)230-4445 (079)230-4446
西播磨	す ず ら ん	社会福祉法人 あ い む	平21. 4. 1	679-5165	たつの市新宮町光都1-6-1	(0791)58-1145 (0791)58-1146
但馬	リ ボ ン	社会福祉法人 南 但 愛 育 会	平21. 7. 1	669-5112	朝来市山東町大内522-1	(079)676-5035 (079)666-8213
神戸市 所管	神戸真生塾 子ども家庭支援センター	社会福祉法人 神 戸 真 生 塾	平17. 4. 1	650-0004	神戸市中央区中山手通7丁目 25-38	(078)341-6492 (078)341-6495
	児童家庭支援センター しらゆり	社会福祉法人 白 百 合 学 園	平28. 4. 1	651-1112	神戸市北区鈴蘭台東町 1丁目8-16 扇野ビル2階	(078)594-7785 (078)594-7710
	児童家庭支援センター おるおるステーション	社会福祉法人 神 戸 実 業 学 院	令 2. 3. 1	652-0015	神戸市兵庫区下祇園町37-9	(078)371-4351 (078)595-9213
	児童家庭支援センター はれるや御影	社会福祉法人 神 愛 子 供 ホ ー ム	令 6. 1. 1	658-0054	神戸市東灘区御影中町1丁目 2-10	(078)891-8833 (078)891-8832
明石市 所管	児童家庭支援センター か り ん	社会福祉法人 立 正 学 園	令 2. 8. 1	673-0046	明石市藤が丘2丁目36-1	(078)939-2369 (078)939-2690

(7) 社会的養護自立支援拠点 施設数 1 (民間立 1)

(措置解除者またはこれに類する者が相互の交流を行う場所の開設、情報の提供及び助言、関係機関との連絡調整等の支援を行う施設)

施設名	設置主体	認可年月日	郵便番号	所在地	電話番号 F A X
ひよご 自立支援相談交流拠点	一般社団法人 兵庫県児童養護連絡協議会	令 6. 4. 1	651-0062	神戸市中央区坂口通2-1-1	(078)855-5915 (078)855-5916

(8) 福祉型障害児入所施設 施設数 9 (民間立 9) 定員 240名

(障害児を入所させて保護し、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識、技能を与える施設)

地域別	施設名	設置主体	定員	主対象障害					設置年月日	郵便番号	所在地	電話番号 F A X
				知的	肢体	難聴	発達	重心				
阪神 南	三 田 谷 学 園	社会福祉法人 三田谷治療教育院	30	○					昭23. 7. 1	659-0015	芦屋市楠町16-5	(0797)22-5025 (0797)22-7885
	な な く さ 学 園	社会福祉法人 阪神福祉事業団	35	○					昭40.12. 1	663-8001	西宮市田近野町8-1	(0798)56-1710 (0798)56-1711
北播磨	い ち れ つ 学 園	社会福祉法人 養 徳 会	25	○					昭38. 4. 1	679-1103	多可郡多可町中区牧野28	(0795)32-2216 (0795)32-2720
西播磨	赤穂精華園児童寮	社会福祉法人 兵庫県社会福祉事業団	36	○					昭36. 7. 1	678-0252	赤穂市大津1327	(0791)43-2091 (0791)43-7404
丹波	春 日 学 園	社会福祉法人 みつみ福祉会	30	○					昭36. 2. 1	669-4132	丹波市春日町野村65-1	(0795)75-1080 (0795)75-0377
神戸市 所管	お か ば 学 園	社会福祉法人 陽 気 会	20	○					昭33. 9. 21	651-1313	神戸市北区有野中町 2丁目5-19	(078)981-7271 (078)981-0825
	上 野 丘 学 園	社会福祉法人 上野丘さつき会	24	○					昭43. 8. 1	651-1612	神戸市北区淡河町東畑75	(078)958-0089 (078)958-0280
	さ わ ら び 学 園	社会福祉法人 樫の木福祉会	20	○					昭40. 6. 1	651-2312	神戸市西区神出町 南字美濃谷619-19	(078)965-2387 (078)965-2393
	障害児入所施設 おおぞらのいえ	社会福祉法人 兵庫県社会福祉事業団	20	○					平20. 4. 1	651-2134	神戸市西区曙町1070	(078)927-2727 (078)925-9253

(9) 医療型障害児入所施設 施設数 10 (公立 2、民間立 8) 定員 1,145名

(障害児を入所させて保護し、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識、技能を与えるとともに治療を行う施設)

地域別	施設名	設置主体	定員	主対象障害					設置年月日	郵便番号	所在地	電話番号 F A X
				知的	肢体	難聴	発達	重心				
阪神南	西宮すなご医療福祉センター	社会福祉法人 甲山福祉センター	182					○	昭42. 4. 1	663-8131	西宮市武庫川町2-9	(0798)47-4477 (0798)43-1022
阪神北	独立行政法人国立病院機構 兵庫中央病院	独立行政法人 国立病院機構	50					○	昭52.10.25	669-1592	三田市大原1314	(0795)63-2121 (0795)64-4626
	医療福祉センター さくら	社会福祉法人 枚方療育園	300					○	平 4. 8. 1	669-1357	三田市東本庄1188	(079)568-4103 (079)568-4104
北播磨	独立行政法人国立病院機構 兵庫あおの病院	独立行政法人 国立病院機構	200					○	昭44. 4. 1	675-1327	小野市市場町926-453	(0794)62-5533 (0794)62-5757
	医療福祉センター のぎく	社会福祉法人 養徳会	60					○	昭50. 5. 1	679-1103	多可郡多可町中区牧野字 国木谷183-1	(0795)32-3246 (0795)32-0473
	医療福祉センター さずな	社会福祉法人 養徳会	80					○	平19. 4. 1	675-2456	加西市若井町字猪野83-31	(0790)44-2881 (0790)44-2929
中播磨	姫路聖マリア病院	社会医療法人財団 聖フランシスコ会	40					○	平29. 4. 1	670-0801	姫路市仁豊野650	(079)265-5111 (079)265-5001
神戸市所管	神戸医療福祉センター にこにこハウス	社会福祉法人 芳友	85					○	平13.10. 1	651-1106	神戸市北区しあわせの村 1番9号	(078)743-2525 (078)743-2050
	神戸医療福祉センター ひだまり	社会福祉法人 芳友	48					○	令 4. 4. 1	651-0077	神戸市中央区日暮通 5丁目5-8	(078)862-1939 (078)862-1953
	サポートハウス ココロネ住吉	社会福祉法人 平成記念会	100					○	令 4. 6. 1	658-0063	神戸市東灘区住吉山手 7-1-1	(078)858-7557 (078)277-0289

(10) 児童発達支援センター 施設数 32 (公立 18、民間立 14) 定員 1,093名

(障害児を日々家庭から通わせて、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う施設)

地域別	施設名	設置主体	定員	主対象障害					設置年月日	郵便番号	所在地	電話番号 F A X
				知的	肢体	難聴	発達	重心				
阪神南	わかば園	西宮市	45	○	○			○	平27. 9. 1	663-8202	西宮市高畑町2-77 西宮市立こども未来センター内	(0798)65-1937 (0798)64-5103
	西宮市立北山学園	西宮市	30	○				○	昭44. 8. 1	662-0001	西宮市甲山町53	(0798)71-8027 (0798)71-9114
	あしやみらい	社会福祉法人 山の子会	20	○					平30.12. 1	659-0033	芦屋市高浜町1番7号高浜町ラ イフサポートステーション3階	(0797)23-3939 (0797)23-3933
阪神北	伊丹市立児童発達 支援センター	伊丹市	80	○	○			○	平28. 4. 1	664-0898	伊丹市千僧1-47-2	(072)784-8128 (072)784-3700
	川西さくら園	社会福祉法人 川西市社会福祉協議会	30	○	○			○	平 1. 7. 1	666-0014	川西市小戸3丁目12-10	(072)755-1772 (072)757-7281
	かるがも園	三田市	30	○					平10. 4. 1	669-1356	三田市井ノ草808	(079)568-1626 (079)560-7133
	ぞうさんの足音	医療法人社団 青山会	30	○					平26. 4. 1	669-1322	三田市すずかけ台1-12-3F	(079)564-7785 (079)556-7731
	子ども発達支援センター	宝塚市	50	○					平24. 4. 1	665-0822	宝塚市安倉中3-2-2	(0797)86-7130 (0797)83-2427
	高砂児童学園	高砂市	30	○					昭40. 1. 8	676-0824	高砂市阿弥陀町南池516	(0794)47-1167 (0794)48-5536
東播磨	明石市立知的障害児通園療育施設 あおぞら園	社会福祉法人 三田谷治療教育院	30	○					平21. 4. 1	674-0092	明石市二見町東二見 1836番地の1	(078)945-0280 (078)945-0281
	加古川市立 こども療育センター	加古川市	30	○					令 2. 4. 1	675-0335	加古川市志方町原604-1	(079)452-2511 (079)452-2552
	ゆりかご園(※)	社会福祉法人 三田谷治療教育院	40		○				令 4. 4. 1	674-0051	明石市大久保町大窪字 戌亥谷2752	(078)918-5574 (078)918-5579
	播磨町児童発達支援 センター	播磨町	10	○					令 8. 4. 1	675-0143	加古郡播磨町宮北1丁目3番5号 播磨町総合福祉センター内	(079)490-8376 (079)490-8378
中播磨	姫路市立こども 発達支援センター	姫路市	60	○	○			○	令 6. 4. 1	670-0806	姫路市増位新町2丁目37	(0792)88-7122 (0792)24-3173
西播磨	児童発達支援センター たんぽぽ	社会福祉法人 あいむ	16	○					平24. 6. 1	679-5165	たつの市新宮町光都 1丁目6-1	0791-58-1181 0791-58-1182
	こども発達さぽーとセンター るる	社会福祉法人 幸	20	○	○			○	平28. 4. 1	671-1573	揖保郡太子町上太田923-1	079-276-6210 079-276-6212
北播磨	わかあゆ園(※)	北播磨3市 合	40		○				昭41. 4. 1	679-0212	加東市下滝野1283-1	(0795)48-3074 (0795)48-0671
	こども発達支援センター にしいろ	三木市	20	○				○	令 6. 4. 1	673-0402	三木市加佐62番の1	(0794)82-4165 (0794)82-4205
丹波	丹波篠山市児童発達支援センター わか	社会福祉法人 わかたけ福祉会	20	○					令 2. 4. 1	669-2305	丹波篠山市畑宮324番地2	079-552-0236 079-552-6808
	丹波市通所支援事業所 み	丹波市	30	○					平24. 4. 1	669-3464	丹波市氷上町石生2059番地5	0795-88-5752 0795-86-7326
但馬	北但広域療育センター 児童発達支援センター「すまいる」	社会福祉法人 神戸聖隷福祉事業団	20	○					平24. 4. 1	668-0065	豊岡市戸牧1029-11	0796-22-8688 0796-22-8811
淡路	淡路市児童発達支援センター ひだまり	株式会社 アクアスキーム	10	○				○	令 5. 4. 1	656-2132	淡路市志筑新島10-37	0799-64-7571 0799-64-7573

地域別	施 設 名	設置主体	定員	主対象障害					設置年月日	郵便番号	所 在 地	電 話 番 号 F A X
				知的	肢体	難聴	発達	重心				
神戸市所管	ひまわり学園	神戸市	42	○			○		昭43.11. 1	658-0015	神戸市東灘区本山南町 8丁目3番4号	(078)451-7551 (078)451-7556
	まるやま学園	神戸市	92	○	○	○	○		昭34. 5. 1	653-0875	神戸市長田区丸山町2丁目3-50 (神戸市立総合療育センター内)	(078)646-5293 (078)646-5289
	あけぼの学園	神戸市	30	○			○		昭42. 5. 1	653-0875	神戸市長田区丸山町2丁目3-50 (神戸市立総合療育センター内)	(078)646-5295 (078)646-5289
	のばら学園	神戸市	72	○	○		○		昭48. 7. 1	655-0016	神戸市垂水区高丸8丁目11-14	(078)708-0575 (078)708-0576
	児童発達支援センター おかば学園	社会福祉法人 陽気会	16	○					平24. 8. 1	651-1313	神戸市北区有野中町2丁目5-19	(078)981-7271 (078)981-0825
	しらゆりフレンズ・リクラブ	社会福祉法人 白百合学園	12						平24.11. 1	651-1144	神戸市北区大脇台12番地の1	(078)594-7788 (078)596-5959
	児童発達支援センター 六甲ふくろうの家	特定非営利活動法人 福祉ネット寿	30	○			○		平28. 2. 1	657-0012	神戸市灘区一王山町8-8	(078)821-2330 (078)855-8225
尼崎市所管	児童発達支援センター かしのき園	社会福祉法人 樫の木会	34	○			○		平16. 4. 1	660-0823	尼崎市大物町1-18-1	(06)6489-2287 (06)7507-2207
	あこや学園	尼崎市	50	○					昭38. 5.25	661-0024	尼崎市三反田町1-1-1	(06)4961-7870 (06)6422-8460
	たじかの園	尼崎市	24		○				昭41.12. 1	661-0024	尼崎市三反田町1-1-1	(06)6423-3289 (06)6423-3244

(※) 旧医療型児童発達支援センター 上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童を通わせて、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うとともに治療を行う施設

(11) 助産施設 施設数 11 (公立 9、民間 2) 定員 18名

(保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入院させて、助産を受けさせる施設 (福祉事務所が措置を行う))

地域別	施 設 名	設置主体	定員	認可 設置	年月日	郵便番号	所 在 地	電 話 番 号 F A X
阪神南	市立芦屋病院	芦屋市	2		昭45. 4. 1	659-8502	芦屋市朝日ヶ丘町39-1	(0797)31-2156 (0797)22-8822
阪神北	市立伊丹病院	伊丹市	2		昭55.10. 1	664-8540	伊丹市昆陽池1丁目100	(072)777-3773 (072)781-9888
	三田市民病院	三田市	1		平13. 1. 1	669-1321	三田市けやき台3丁目1-1	(079)565-8000 (079)565-8015
北播磨	西脇市立西脇病院	西脇市	1		昭48.10.25	677-0043	西脇市下戸田652-1	(0795)22-0111 (0795)23-0699
但馬	公立八鹿病院	休 止 中						
	公立豊岡病院	公立豊岡病院組合	1		平30. 4. 1	668-8501	豊岡市戸牧1094	(0796)22-6111 (0796)22-0170
神戸市所管	神戸市立医療センター 中央市民病院	地方独立行政法人 神戸市民病院機構	3		昭47. 4. 1	650-0047	神戸市中央区港島南町 2丁目1-1	(078)302-4321 (078)302-7537
	神戸市立医療センター 西市民病院	地方独立行政法人 神戸市民病院機構	2		昭47. 4. 1	653-0013	神戸市長田区一番町2丁目4	(078)576-5251 (078)576-5358
	済生会兵庫県病院	社会福祉法人恩賜財団 済生会支部兵庫県済生会	2		昭53. 4. 1	651-1302	神戸市北区藤原台中町 5丁目1-1	(078)987-2222 (078)987-2221
	神戸市立西神戸医療センター	地方独立行政法人 神戸市民病院機構	2		平 7. 1. 1	651-2273	神戸市西区梶台5丁目7-1	(078)997-2200 (078)997-2220
明石市所管	博愛産科婦人科	医療法人社団 博愛産科婦人科	2		平20. 4. 1	674-0094	明石市二見町西二見450-5	(078)941-8803

(12) 里親支援センター 施設数 7 (民間 7)

(里親及び小規模居住型児童養育事業者、里親になろうとする者について、相談等の援助を行い、家庭養育の推進と里子等が心身ともに健やかに育成されるよう里親支援を行う施設)

地域別	施 設 名	設置主体	認可年月日	郵便番号	所 在 地	電 話 番 号 F A X
阪神南	なごみ	社会福祉法人 善照学園	令 6. 4. 1	662-0077	西宮市久出ヶ谷町10-45 イルロゼオ2F	(0798)61-8003 (0798)61-8005
阪神北	ウェルこころ	特定非営利活動法人 キーマセツト	令 6. 7. 1	666-0016	川西市中央町3-6 川西太陽ビル2階203号	(072)755-7118 (072)755-7119
東播磨	ゆかり	社会福祉法人 立正学園	令 7. 4. 1	675-1202	加古川市八幡町野村617-4	(079)438-1117
	【サテライト】 おうるの杜			656-2131	淡路市志筑1541-1	(0799)73-6180
北播磨	やまもも	社会福祉法人 立正学園	令 7. 4. 1	673-1463	加東市梶原255-4	(0795)42-8639
中播磨	希望の丘	社会福祉法人 あいむ	令 6.10. 1	671-1102	姫路市広畑区蒲田383-3	(079)280-3425
但馬	まんまる	社会福祉法人 南但愛育会	令 6. 4. 1	669-5112	朝来市山東町大内522-1	(079)668-9600
	【サテライト】 豊岡事務所			668-0025	豊岡市幸町10-6 豊岡市立長寿園内1階	(0796)26-6506
尼崎市所管	すてっぷ	社会福祉法人 神戸婦人同協会	令 8. 4. 1	661-0974	尼崎市若王寺3丁目16-3	(06)7500-0004 (06)7500-0005

「児童の権利に関する条約」の概要

条約締結の経緯と趣旨

1989年（平成元年）の国際連合の総会で「児童の権利に関する条約」ができました。条約とは国と国の間の約束です。

この条約は、18歳未満のすべての子どもを対象とするものです。子どもの人としての権利や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を促進することを目指しています。わが国は平成6年4月にこの条約に入りました。

世界には、貧困、飢え、武力紛争、虐待などのひどい状態に置かれ苦しんでいる子どもが数多くいます。この条約は、各国がこうした現実に向き、子どもたちの人権を尊重し、保護していくために作られたものです。

もちろん、国によっていろいろ違った考え方、文化、伝統や法律がありますが、この条約は、その中で、各国が協力していくことを目指したものです。

■ 条約の主な内容

- 1 18歳未満のすべての子どもを対象とします。
- 2 子どもが人種、性、出身などで差別されてはいけません。
- 3 子どもの成長のために何が最も大切かを考慮しましょう。
- 4 両親は子どもを守り、指導する責任があります。
- 5 両親の意思に反して子どもを両親から引き離してはいけません。
- 6 子どもが、自分のことについて自由に意見を述べ、自分を自由に表現し、自由に集いを持つことが認められるべきです。しかし、そのためには、子どもも、ほかのみんなのことをよく考え、道徳を守っていくことが必要です。
- 7 子どもは暴力や虐待（むごい扱い）といった、不当な扱いから守られるべきです。
- 8 家庭を失ったり、難民となった子どもに保護と援助が与えられるべきです。
- 9 からだなどが不自由な子どもには特別の養護が与えられるべきです。
- 10 子どもの健康を守るための医療サービスが与えられるべきです。
- 11 子どもは教育を受けることが認められるべきです。
- 12 子どもは遊びやレクリエーションを行い、文化・芸術活動に参加することが認められるべきです。
- 13 子どもが法律に反して自由を奪われたり、正しい裁判なしに罪を犯したと認められることがあってはなりません。
- 14 この条約の内容を、大人にも子どもにも広く知らせなければなりません。

— 児 童 憲 章 —

(昭和26年5月5日宣言)

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境のなかで育てられる。

- 1 すべての児童は、心身ともに、健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される。
- 2 すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。
- 3 すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害からまもられる。
- 4 すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果たすように、みちびかれる。
- 5 すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情がつちかわれる。
- 6 すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される。
- 7 すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。
- 8 すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また児童としての生活がさまたげられないように、十分に保護される。
- 9 すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、わるい環境からまもられる。
- 10 すべての児童は、虐待、酷使、放任その他不当な取扱からまもられる。
あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。
- 11 すべての児童は、身体が不自由な場合、または精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる。
- 12 すべての児童は、愛とまことによって結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するように、みちびかれる。

ひょうごの児童相談

発 行 令和8年7月
兵庫県中央こども家庭センター
所在地 〒673-0021
明石市北王子町13-5
電 話 (078) 923-9966
FAX (078) 924-0033
E-mail Chuuoukodomom@pref.hyogo.lg.jp